HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	「教育制度」概念の構成に当っての試論：「制度」概念の吟味を中心に
Author(s)	小出, 達夫
Citation	北海道大學教育學部紀要, 24, 1-41
Issue Date	1975-03
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/29108
Type	departmental bulletin paper
File Information	24_P1-41.pdf

Hokkaido University Collection of Scholarly and Academic Papers : HUSCAP

「教育制度」概念の構成に当っての試論

――「制度」概念の吟味を中心に――

An Examination on the Concept of Educational System

小　出　達　夫

目　　次

課題の限定…… 2
第1章　政治学・憲法学における「制度」概念の検討…… 2
(1)　平野義太郎の「制度」概念…… 2
(2)　鈴木安蔵の「制度」概念…… 3
(3)　長谷川正安の「制度」概念…… 5
(4)　影山日出弥の「制度」概念…… 6
(5)　田口富久治の「制度」概念…… 7
(6)　小　結…… 9
第2章　大月版『レーニン全集』における「制度」概念の検討…… 10
第1節　大月版『全集』の「制度」概念の使用例 ―― ロシア語版、ドイツ語版との対比…… 10
第2節　大月版『全集』の「制度」概念の吟味…… 16
(1)　「制度」と社会的諸関係概念…… 16
(2)　「制度」と「秩序」概念…… 18
(3)　「秩序の社会的編成」としての「制度」－учреждение の検討…… 20
(4)　「秩序の社会的編成」としての「制度」－строй および устройство の検討…… 21
(5)　「制度」概念と система…… 26
(6)　その他の用語 (уклад, режим) についての検討…… 27
(7)　小　結…… 28
第3章　教育制度論の構成に当っての若干の考察…… 30
第1節　教育制度論の対象…… 30
第2節　教育制度形成の諸契機…… 32
第3節　教育制度の移行過程分析の基本視点…… 39
第4節　小結とむすび…… 41

課題の限定

「制度」概念は、従来、日本の社会科学の中で、それほど厳密に検討されてきた概念ではない。政治学・憲法学の領域で個別に問題にされてはきたが、統一した概念規定があるわけではない。史的唯物論においても、この概念が社会構成体の基本的構成概念であるにもかかわらず、厳密な検討がなされているとはいえない。たとえば、小論の検討対象にもなっている『レーニン全集』（大月版）で使用されている「制度」は、そのロシア・ドイツ語版ではきわめて多様な用語が用いられている。にも拘らず、大月版ではそれら多様な用語が「制度」というひとつの用語に包摂されてしまっている。つまり、日本語の「制度」概念は、いまだ未分化な概念として存在し、十分な検討がなされないまゝ使用されている、といえる。

筆者の対象としている教育「制度」にしても、それがドイツ語でいうEinrichtungなのかInstitution　なのか、Ordnung　なのか、Systemなのか、などについて従来それほど問題にもされてこなかった。教育制度という用語は、それとしてなにか特定の対象を限定しうるかの如く使われてきている。教育制度論が対象とするところの、教育制度の変化・発展過程や制度形態だとかの分析に際して、この分野の研究がいったい教育諸現象のなにを、どう抽出しうるのか、といった吟味もほとんど明らかではない。

仲新氏は、「教育制度とは、教育に関する機関、作用などが法規に基づくとともに、その社会の伝統や教育観を基盤として成立し、ある程度持続性をもっている教育に関する組織である」と規定する（『教育学叢書6』第一法規3ページ）。つまり、氏にあっては、教育制度は「組織」を意味することになるが、Organizationは必ずしも「制度」を意味したり、そう訳されたりするわけではない。教育制度の分析にあたり、「組織」に注目することはきわめて重要であるとしても（たとえば学校を教育組織としてとらえ、学校の組織形態の発展過程を追うなど）、「組織」イコール「制度」というわけではない。

教育制度分析を、その制度形態の変化・発展過程としてみる筆者の課題意識からして、また教育制度を、それを規定し、形成する諸契機の相互関係の全体として分析を試みようとする場合、「制度」概念の吟味は不可欠の対象をなす。

おおよそ、以上の課題意識を前提とし、小論を試みた。かなり迂遠な接近であり、それほど生産的作業であるとも考えられないが、「制度」概念一般についての検討を試み、教育制度分析の方法の確立の前提作業としたい。第一章では、既往の日本の政治学・憲法学における「制度」概念の吟味を、第二章においては、主として大月版レーニン全集にみられる「制度」概念の吟味を、第三章においては、教育制度分析を展開する場合の若干の視点の提起を試みている。

第1章　政治学・憲法学における「制度」概念の若干の検討

まず最初に、従来日本の政治学・憲法学の領域で、「制度」概念（その多くは政治制度、憲法制度、法制度などであるが）がどのように把握されてきたか、をみる。その場合、戦前よりこの概念を多少とも意識的に検討してきている平野義太郎、鈴木安蔵、更には戦後において憲法学・政治学の方法論に意欲的にとりくんできている長谷川正安、影山日出弥、田口富久治などに限定したことをことわっておく。

(1)　平野義太郎の「制度」概念

平野義太郎の「制度」概念の吟味にあたり、次の文章が参考となる。

「経済的社会構成態の機構的把握は、制度が、決して単なるイデオロギーのみでなく、所与の生産関係の外殻として、その本質的な構成要素であることを示すから、制度を以って、生産関係の反映、所産としてのみ理解する経済主義的法律観は、この際に、強く排斥せられる。制度は、生産関係における階級支配の搾取、抑圧にたいする新しい権力手段とともに、被支配者にたいする抑圧手段として作用し、直接生産者との対立において固定する。制度、すなわち国家権力ふくむ法律の史的過程、その物質的・社会的基礎の分析は、したがって、経済的社会構成態の機構的把握の上に行なわれる歴史的分析において欠くことのできぬ本質的な課題である。たゞし、その際、社会構成態と制度とを同視し、あるいは、社会構成態を、個々の制度に機械的に分解するがごとは、法律制度史を、観念的法制史にすり込む最も斥くるべきものである。なお、制度物としての法とイデオロギーとしての法との区分は、この法律史にあっても、如上の関係において、注意される必要がある。」（平野「史観と法律史の方法」1925 なお、長谷川・藤田編『文献研究・マルクス主義法学(戦前)日本評論社1972 43 ページ参照）

ここには、氏にあって「制度」が、社会構成体の本質的構成要素であることが指摘され、社会構成体の歴史的分析にあたって、制度の歴史的発展過程分析が、「本質的課題」をなしている点がのべられている。また、社会構成体における制度の位置づけの若干の構造的考察が展開されている。

しかし、「制度」概念自体の規定に関しては、「国家権力ふくむ法律」という規定がみられるだけであり、それ以上の説明はみられない。「制度」概念を、同じく社会構成体の基本的構成概念である社会的関係概念との関連でみた場合どうなるか、についての記述はみられない。

なお、のちの平野の論文「マルキシズム法学」（『講座日本近代法発達史８』、同論文は、『法学文献選集３』学陽書房にも所収、以下の引用ページは後者による）では、「それぞれの社会における人と人との関係（生産手段にたいする所有・分配・交換の関係）を特定の社会形態をつうじて組織化したのが法律にほかならない」(35ページ)という、法律の概念規定があり、また、権力を権力関係としておさえ、「その権力関係が、いかにして法律秩序ないし国家秩序）を発生させ……」「権力はいかように法律秩序（国家秩序）を規定したか」(33ページ）という指摘がある。つまり、この平野の把握には、法律を「人と人との関係」の「組織化」であるとする規定や、この法律を形成する権力が権力関係としておさえられ、ほかならぬこの権力関係が法律秩序（平野の規定からして、これは一定の社会的関係の秩序ということになろう）を形成する、となす把握がある故に、「制度、すなわち国家権力ふくむ法律」という「制度」規定には、社会的諸関係が内包されているといいうるが、平野にあって「制度」概念と「社会的関係」概念の両者の関係と区別が、意識的に明らかにされているわけではない（この点、のちに吟味する影山・田口の場合にはより明確化される)。

一応、ここでは、「制度」概念をして、社会構成体の「本質的構成要素」として積極的に位置づける平野にあって、この概念が「国家権力ふくむ法律」といった実体的規定にとどまっていることを指摘するにとどめる。

(2) 鈴木安蔵の「制度」概念

政治学から「制度」概念にアプローチしたものとして、鈴木安蔵の『政治学原論』(1956)、『日本憲法学の生誕と発展』（1934）があげられる。

彼は、政治学の対象としての政治現象を、「政治行動」「政治関係」「政治組織・政治機構・政治制度」「政治的イデオロギー」で構成する。この内、「政治行動」を「人間の社会生活における階

級的権力（国家権力）による規制（regulation）……（略）…ならびにこの権力の掌握ないし変革、この権力への影響のための諸行動」と規定し、「政治行動」を「政治現象」の中核概念におく。そして、この「諸行動の展開される社会諸関係、社会生活諸過程」が「政治関係」であり、「政治行動のための組織・機構・制度」が「政治的組織・政治的機構・政治的制度」であり、「政治行動」の「動機づけ、基礎づけ、方向づけ」など「政治行動の目標として追求される人間の社会的観念形態」が「政治的イデオロギー」であるとする（『全訂政治学原論』勁草書房 1962. 15・6ページ）。

他方、彼は政治現象とは別に、法現象を「法的イデオロギー」「法（法規範）」「法的諸関係（Rechtsverhältnisse）」「法制度（rechtlichen Einrichtungen）」で構成し、「法的諸関係」は「法の適用を内容とし、中心とする」が、「政治的諸関係」は「いつそう広範かつ根源的」であり、「政治的諸関係の成文的もしくは不文的な反映・要約として一定の固定的形態を与えられたものが法規範にほかなら」ず、その法規範の適用の結果形成されるのが「法的諸関係」だとする（『日本憲法学の生誕と発展』法律文化社　1966　7・9ページ）。

ここでは、政治現象、法現象など対象のちがいはあれ、これらの現象の抽出概念としての「制度」「関係」概念が重視され、使用されている。また、別の箇所で、彼は「政治学は、不断に変化・発展する政治情勢・諸制度を研究対象とし」（『全訂、政治学原論』　44ページ）とのべていることから、政治学の対象として、「制度」の変化・発展過程を特に重視していることがわかる。

一応、以上をおさえた上で、鈴木の「政治制度」「法制度」概念を、その他の関連概念（なかんずく「関係」概念）との対比で検討する。

「法制度」にふれている『日本憲法学の生誕と発展』においては、「法および政治諸関係、法および政治諸制度は、経済的諸関係の産物であり」（5ページ）とか、「法は、この対立統制の一手段であり、規準であり、制度である」（6ページ）とか、「法的諸関係・法的諸制度は、法の直接的基礎・基盤であり」（7ページ）などの記述はみられるが、法関係と法制度の関連と区別、法制度の規定じたいはみられず、この点、影山日出弥の指摘するように、鈴木にあっては「十分に検討されていない」（影山『現代憲法学の理論』日本評論社 1967　130ページ）。

「政治制度」概念についてはどうか。鈴木は、さきの『政治学原論』からの引用箇所で、「政治行動が展開される社会諸関係」が「政治関係」であり、「政治行動のための制度」が「政治制度」だという。前者の規定はさておくとしても（とはいえ、政治行動が展開されるのは一定の制度の内包する関係を前提とする点に留意したばあい、鈴木の「社会諸関係」と制度の関係は不鮮明）、後者のばあい、この規定からは「政治制度」が何であるかは依然として不明である。「政治行動のための組織」が「政治組織」だとする規定ほどに、「政治行動のための制度」が「政治制度」だとする規定が明らかになるわけではない。政治の「組織・機構・制度」の三者を区分しつつ、相互関連させて把握している点は意味があるとしても、政治機構と政治制度の区別と関連も明確とはいえない。

それでは、鈴木にあって、「政治制度」概念と「政治関係」概念がどのようにかかわっているか筆者なりに検討してみたい。彼は、他の箇所で、政治組織の「最大の」「もっとも包括的なもの」が「国家－国家機関・政府である」（これが「機構」にあたるのであろうか）とし、国家の第一の機能（「もっとも本来の政治的機能」）として、「秩序機能」をあげる（前掲『原論』25ページ）。そして、この「秩序機能」とは「社会存立の根本要件である物質的生産・再生産の根本的条件を維持すること、生産力の発展条件を確保し、あるいは育成ないし創出すること、そのために不可欠な諸社会的条件について配慮し、諸関係を統制・調整・組織化し、諸事務を管理し指導する機能」（同前26ページ）である、とす

る。つまり、「政治組織の最大のもの」としての国家の機能として、「諸関係」の「統制・調整・組織化」の機能（秩序機能）をあげる。また、彼はマルクスの「すべての共同的な制度は国家によって媒介され」（全集3巻 P 58、そこでは「あらゆる共通の制度は、国家の手を介してとりきめられ、なんらかの政治的な形態をもたせられることになる。」と書かれている）という『ドイツ・イデオロギー』からの引用をしていることから（同前71ページ）、国家の「制度」形成機能についても注目していることがわかる。筆者の推察ではあるが、鈴木にあって、国家の「秩序機能」（秩序形成機能）と、制度形成機能とは、不可分に関連するものとして把握されていると考えられる。つまり、「制度」概念の基底には、国家により形成されるところの「秩序」概念が存在し、「制度」概念の本質に、鈴木のいう「統制・調整・組織化」されたところの「諸関係」が含意されていると考えてよいのではないかと思われるのである（そうはいっても鈴木の「政治制度」概念は「政治組織・機構」概念と同一の範疇に属しているが故に、なにか機関的なものをさしていると考えられるが、より本質的考察を加えた場合、以上の筆者なりの推察も可能であると思われる。）

それはともかく、一応ここでは、鈴木にあっては、社会構成体の政治的・法律的上部構造の抽出概念として、「政治行動」「法規範」「政治的・法律的関係」「政治的・法律的制度」「政治的、法律的イデオロギー」がおさえられており、かつ、政治学の対象として「政治情勢」なかんずく「政治制度」の変化・発展過程を重視している点をおさえ、さきへすすむ（鈴木にあっても、「制度」概念が、社会の政治的・法律的上部構造の重要な構成概念として位置づけられていながら、その内容規定は十分展開されないまゝにおわっているといえる）。

(3) 長谷川正安の「制度」概念

長谷川正安は、その著『新版　憲法学の方法』（日本評論社、1968）において、憲法現象を「憲法意識・規範・制度・関係」で構成し、「憲法制度」を、「憲法意識によって憲法規範が現実化されるためには、それを可能ならしめる施設がなければならない」（58ページ）として、この「施設」を「憲法制度」と規定する。更に「制度という言葉は、バナール、オーリューにつかわれているように哲学的意味をもったり、個々の法関係をしめしたり、きわめて多義であるが、ここでは国会、内閣、裁判所、天皇、国民というような憲法上の具体的施設や機関をさすことにする」（58・9ページ）として、「制度」概念の多義的規定性を認めた上で、具体的に「憲法制度」を以上のように規定する。

このような長谷川の規定の背後には、「一般的・抽象的な憲法規範は、憲法制度の具体的行動によってその具体的内容を与えられ、現実化する」（69ページ）という認識がある。つまり、氏は、憲法制度を、一般的・抽象的な憲法規範（そこには、一定の社会的諸関係、政治的諸関係が規範レベルとして内包されている）に、具体的内容を与え、規範の内包する社会関係を現実化する契機、ないし媒介体として位置づけていることがわかる。ここには、規範の内包する法関係は、必ずしも現実化された法関係（事実関係としての）ではないとする把握があり、その上で現実化された法関係に注目し、それに制度を関連づけてみる視角がうかがわれるのである。

しかし、規範の現実化の媒介体自身が制度だとしても、「機関・施設」としての「制度」自体、規範が現実化された結果形態として存在するのであり、かつまた、この「施設」自体、現実化された法関係の一方の主体でもあることからして、長谷川のいう「憲法制度」と「憲法関係」の区分は、それほど明確になるわけではない。つまり、憲法制度自体、憲法関係を内包しているのである。

他方、長谷川は、上部構造概念を問題として「そこでは、資本主義的生産関係が支配的である経済的土台があり、その上にもろもろの社会意識・制度がそびえたっている」（71ページ）として、社会

の上部構造を、「社会意識」と「制度」の基本的両概念で構成する。この規定からするならば、氏の「制度」概念は、明らかに現実に形成されている「イデオロギー的社会諸関係」を内包する概念であり、その結果、形式的にいえば、彼の「憲法制度」の規定においても一定のイデオロギー的社会諸関係が内包されていなければならず、単に「機関・施設」としてのみ規定したのでは、彼の「上部構造」概念中の「制度」概念と、「憲法制度」概念の規定との間に、不整合を感ぜざるをえない。

一応、ここでは、長谷川にあって、「制度」概念（「憲法制度」）が、「機関・施設」として把握されている点を確認しておく（ただし、氏は、憲法制度の場合のみ、それは機関・施設をさし、他の法制度の場合は、必ずしもそうではない、とするのかどうか不明）。

(4) 影山日出弥の「制度」概念

長谷川の「制度」概念の不整合性をつき、更に検討を深めているのが、影山の「憲法制度」概念の規定であるといえる。影山は、長谷川の「憲法制度」＝「機関・施設」をその吟味の対象とし、「憲法制度は、つねにこのような『機関』または『施設』であるかどうか」（前提『現代憲法学の理論』131ページ）の問題を設定する。

彼は、「一定の社会構成体の基礎をなす社会諸関係を対象とする憲法部門は、多くの典型的な社会関係を規制する『憲法制度』からなりたつことになる。いいかえれば、憲法制度は客観的な必要性に応じて、一個の典型的な社会関係を全体的に規制する憲法規範の総体からなりたつのである。このように憲法制度は、それ自身、完結した一定の典型的な社会関係を規制する憲法規範のグループが存存するとき、構成される。」と述べる（同前131・2ページ）。

まず、ここで影山は、憲法制度の成立の前提として、一定の社会関係の存在を認めている。そして、その上で「客観的な必要性に応じて」特定の社会関係を憲法で規制する必要がある場合に、憲法制度が成立することを指摘している。たゞ、この記述からだと、「憲法制度」は、「憲法規範の総体からなりたつ」のか、それとも「憲法規範のグループが存在するとき」それにより「構成される」のか、あいまいである。おそらく後者であろう。つまり、憲法制度は、「一定の典型的な社会関係を規制する」ところの「客観的な必要性」が存在し、かつ、その「規制」の内容がもられた「憲法規範グループ」の存在が前提となって、はじめて成立するのである。それ故、憲法規範自体は、憲法制度の成立の前提ではあっても、「憲法制度」そのものではないといいうる。

それでは、影山にとって「憲法制度」とは何をさすのか。以下の文章が示唆を与える。

「要するに国家諸機関とその相互関係、国家諸機関の組織と作用という憲法規範によって規制されるイデオロギー的社会諸関係、および国家と国民、国民相互間の経済的・政治的・文化的諸関係は、憲法の対象であって、その個々の典型的関係が、それに適合する憲法制度を構成するのである」（同前132ページ）。

この文章の文脈をたどってよむとき、前段の国家諸機関をめぐる「イデオロギー的社会諸関係」、および後段の国家と国民、国民相互間の「個々の典型的関係」が、「憲法制度を構成する」ということになり、この記述からして、影山の「憲法制度」の本質規定は、＜憲法規範により規制されたところの、個々の典型的なイデオロギー的社会諸関係＞ということになろう。それ故、この影山の規定は、さきにみた平野の「国家権力ふくむ法律」とも、長谷川の「機関・施設」とも異る。影山にあっては、「憲法・法律」は制度形成の重要な契機であっても「制度」自体ではない。また、「機関・施設」は、具体的制度の実体的要因であっても、むしろ「制度」は、その「機関・施設」に対象化された「社会的関係」としておさえられている、と考えられる（影山は、国家機関は、「憲法の対象となる限り、憲

法制度の具体的形態（対象的構造）として映ずる」（133ページ）とのべている。また、彼は、憲法制度は、長谷川のいう「機関施設」が存在しなくとも成立するとして、その例を「憲法上の財産制度、一定の基本権制度」に求めている（132ページ）。

とはいえ、影山の「憲法制度」の規定は、以上の要約とは別に、更に複雑である。なぜなら、彼が憲法制度の規定にあたり想定している「社会的関係」は、現実に実現されたところの事実関係としての「社会的関係」ではなさそうである。そうではなくて、現実に存在するところの特定の社会的関係を規制するところの典型的関係であり、それ自体としては「抽象的憲法関係」（147ページ）である、といえる。それ故、影山は、「憲法制度という特殊なイデオロギー形態」とか、「憲法制度という特殊な法イデオロギー形態」（133ページ）という使い方をするのであり、また、「憲法制度」の要約箇所で、「第一に憲法制度は、一定の典型的社会関係を全体的に規制する憲法規範の複合体であり」（133ページ）とするのである。

この影山の叙述からするとき、「憲法制度」は、「イデオロギー形態」であり、「憲法規範の複合体」ということになり、現実に機能し、存在するところの制度ではなくなる。影山は、「要約」の「第四」においても、「憲法制度を認識のカテゴリとして問題にする場合、憲法制度を構成する憲法規範の複合体と、これによって規制される対象との、相互の不可分の関連を見失わないと同時に、両者を同一視してはならない」（133・4ページ）といっている。

それだけに、筆者がさきにみてきたように、影山の「制度」の本質規定が「憲法により規制された社会的諸関係」としてとらえられる、ということと、いま検討してきたところの憲法制度イコール「憲法規範の複合体」という影山の規定との間には、矛盾を感ぜざるをえない。

この点、筆者としては、憲法規範が内包している典型的社会関係と、憲法制度として実現された社会的関係との関係は、前者は憲法制度を規定する憲法秩序としておさえ、その憲法秩序を前提として形成されるところの事実関係の関連しあった総体を憲法制度として把握さるべきだと考える。「制度」概念は、現実化され、秩序化された社会的諸関係をその本質的要素としておさえられるべきで、法が内包する関係は、現実の「制度」を形成する契機として把握した方がよいと考える。そうでないと、「制度」の発展過程を分析する場合、関連しあった事実関係の総体としての「制度」を対象とするのでなく、法に内包された抽象的な社会諸関係の分析となり、「制度」そのものを変化・発展する運動体とみる視点があいまいにされる、と考える。さきに引用した平野の「制度物としての法とイデオロギーとしての法」の区別は、この場合生かされるべきと考える。

(5) 田口富久治の「制度」概念

田口は、最新の著『政治の科学』（青木書店、1974）の中で、政治学を構成する基本的諸概念の規定を展開している。その中で「制度」概念にふれているいくつかの箇所を検討する。

彼は、エンゲルスの上部構造の規定「それぞれの歴史的時期における法的および政治的諸制度、ならびに宗教的・哲学的その他の考え方からなる上部構造全体」（『反デューリング論』『全集』20巻25ページ）をあげ、この規定をレーニンの上部構造規定（イデオロギー的社会諸関係の総体）と比較検討しながら、自らの「イデオロギー的社会関係」を規定し、それと「制度」との関連を次のようにのべる。

「『イデオロギー的社会関係』は、形成される前に社会関係の意識を通過する諸関係であって、それは、政治的諸関係（規定は後述）とそれ以外のイデオロギー的諸関係にわけられ、それぞれが制度化（後述）される場合国家を中心とする政治・法諸制度や、学校、教会、マス・メディア等の宗

教的・教育的・文化的諸制度が成立する……」（田口、前掲書24・5ページ）。

そして、上部構造を、「社会的諸観念形態、およびそれらによって媒介されるイデオロギー的社会諸関係・諸制度・諸実践の総体」と規定する（25ページ）。このうち、「イデオロギー的社会諸関係、諸制度・諸実践」は、「政治的・法的諸関係、政治的・法的諸制度とそれをめぐる政治的・法的実践」および「政治的・法的諸関係以外のイデオロギー的社会諸関係・諸制度・諸実践」とに分かれる（26ページ）。

以上の田口の叙述からして、彼が、その上部構造概念の中で、「制度」概念を「関係」「実践」概念とともに重要な構成要素としておさえていることがわかる。また、同時にこれら「関係」概念と「制度」概念との相互関連も指摘されている。

上記引用中の、イデオロギー的諸関係が「制度化される場合」、政治的・法的諸制度やその他の社会的制度が成立するという指摘にみられるように、田口にあって「制度」は、「制度化された」ところの「イデオロギー的社会諸関係」としておさえられる、と考えてよい。つまり、＜イデオロギー的社会諸関係→制度化→制度の成立＞というシェーマが設定できるといえる。もんだいは、ここでいう「制度化」がなにを意味しているか、ということであるが、この引用箇所では「後述」となっており、明らかではない。

それでは、田口のいう「制度化」とはなにを意味しているのか。「後述」の箇所は、必ずしも明確ではないが、「国家」の規定箇所で、彼は次のようにのべる。

「この国家における支配階級の権力は、軍隊・警察・官僚制（行政官庁）・裁判所・刑務所等の暴力装置を中心とする国家諸機関の総体、つまり国家機構に具体化・実体化され、それをつうじて行使される。国家諸機関ないし機構が、社会的にサンクションされた諸規範ないし諸規則の体系としてみられるとき、これを国家制度という。支配階級の権力の具体化であり、また権力行使の媒体である国家諸機関、ないし権力の組織化と発動について定立された規範・規則の体系としての国家諸制度が、一つの系（システム）をなし、相互にまた全体の関係において内的・必然的関連を有する場合、これを国家構造、『一つの法律的・政治的上部構造』という」（40・1ページ、傍点筆者）。

田口のこの叙述から明らかなように、彼にあって「制度化」とは、ある一定の社会的関係が「社会的にサンクション」されることであり、しかも「諸規範ないし諸規則の体系」として「サンクション」されること、であるといえる（この諸規範などが法律に限定されているわけではないことは明らか。とくに政治的・法律的諸制度以外の社会制度のばあい）。

そうだとすると、「制度」概念は、＜諸規範ないし諸規則の体系として社会的にサンクションされたところの特定の社会的諸関係＞を、その本質規定とすることが可能である。つまり、「制度」概念は、「社会的諸関係」概念とはイコールではなく、特定に「サンクションされた社会的諸関係」をその本質的内容とする概念といえる。

一応、田口の「制度」概念を以上のようにおさえた上で、彼の「国家制度」概念についての若干の検討をしておきたい。前述引用文からわかるように、彼の「国家制度」概念は、単に国家諸機関・機構とも異り、これらが「諸規範・諸規則の体系」として存在するとき、「国家制度」を構成する、ということになる。また、「権力の組織化と発動について定立された規範・規則の体系」も国家制度として位置づいていることがわかる。

ここからして、田口にあっては、「国家制度」は、国家諸機関・機構を含意するとしても、それらが「諸規範」等により相互に関連しあった全体としておさえられていることがわかる。たゞ、「権力の組織化と発動について定立された規範・規則の体系としての国家諸制度」ともいっていることから、

形式的にみると、国家制度は法規範の体系ということになり、法規範とイコールとしてとらえられないこともないが（この点、影山にも同様によみとれる箇所があることは既述した）、筆者としては、このような「規範の体系」が対象化されたものを「国家制度」としておさえておきたい。

更に、「国家諸機関・機構」が「サンクション」された場合、それらが「国家制度」をなす、という記述から、これも形式的によみとるならば「国家制度」は「国家諸機関・機構」ということになるが、田口の「制度」規定の基本シエーマが、「制度化された社会関係」であるという規定からして、「国家制度」は、単に「機関・機構」をさすものではなくして、これらの組織化、その権力の発動に際して秩序づけられている社会関係が、その基底にある、といいうる。つまり、これらの国家諸機関の組織化に際して、国民やその他の機関とどのような相互関係におかれているのか、またその機関の権限の発動に際して他の機関や国民に対してどのような関係を形成するのか、などを含んだ規定としておさえる必要があると考える。たとえば、田口は、「政党制度」を規定して、「諸政党の対立・闘争・同盟等の諸関係の総体」（56ページ）と規定しているが、ここで使用されている「制度」概念は、明らかに「関係」概念としておさえられている。

(6) **小　結**

以上の検討の要約を記しておく。

ここにあげてきた5人の「制度」概念には、共通性も見られるが、矢張り、長谷川の指摘するように依然として多義的である。それぞれ、「制度」が社会構成体の上部構造を構成する重要な概念として設定されているが（ここでの対象が「経済制度」ではなく、政治的・法律的・社会的制度であるから）、その規定自体においてはさまざまである。

制度を、「機関・施設」と規定するのは、長谷川であるが、鈴木（「組織・機構・制度」を同一範疇においている）や平野（「権力」とみる）にもこの傾向はみられる。この場合、鈴木や平野は制度を機構概念と関連させてとらえようとする視角がみられるが、長谷川の場合はむしろ個別諸機関に重点がおかれている。

このような規定に批判的であるのは影山であり、彼は、「制度」は必ずしも「機関」等に結合しない場合のあることを強調する。田口の場合は、規定上、「機関」と「制度」を区分している。

「制度」概念に、「法」を含める論者としては、平野があげられるが、影山の場合においても、その「憲法制度」規定は「憲法規範の複合体」「特殊な法イデオロギー形態」というように「規範」が含まれている。この点では、長谷川の場合は「法規範」の実現の媒介体が「制度」である故に、「法規範」は含まれず、田口の場合も法規範は「制度化」の内容ではあっても「制度」ではないとされている（もっとも、田口も「規範・規則の体系としての国家諸制度」といっているので問題は残る）。

このように、「制度」概念を実体的に規定せんとする場合、きわめて多義的に把握され、その統一的規定は混乱している。そこで、より本質的に「制度」概念を規定せんとする志向が伺われるのが、影山・田口の場合である。

両者は、「制度」概念を「社会的関係」概念とのかかわりで規定せんとするが、その内容において異っている。

影山の場合、さきにみてきたように、憲法が対象としている特定のイデオロギー的諸関係が制度を構成する、とのべるように、一定の規範で規制された社会的諸関係が制度の本質的規定であると、みられるのであるが、他方、彼は「憲法制度」の内包するかかる諸関係は、「特殊なイデオロギー形態」ないし「抽象的社会関係」としているのであり、現実化された諸関係ではない。

一方、田口の場合は、特定の社会的諸関係が「制度化」されると「制度」が成立する、とのべており、ここでの「制度」が内包する社会的諸関係は、現実化された諸関係（事実関係）として把握していると考えられる。

このように、両者ともに、「制度」概念の本質規定を、筆者なりにいえば、「秩序づけられた社会的諸関係」としておさえる視角はあると思われるのであるが、その関係が、抽象的関係として規定するか、事実的関係として規定するかにおいて相違をみい出せると思われる。

ところで、このように「制度」概念を、社会関係概念で説明するとしても、以上の両者のほかに長谷川・鈴木の場合も含めて、「制度」概念と「関係」概念（政治的・法律的関係、憲法関係）は、区別されている。この区分が、対象の相異による区分なのか、認識上のレベルを異にした区分なのかは不明確である。一般的な社会関係と法関係の区分は、対象の区分として明確であるが、「法制度」と「法関係」とはこのような対象の相違として明確に区分されるものかどうか、明らかではない。「法制度」が、関連しあった複数の「法関係」の一定の全体として（それもある場合には対立した法関係を含むところの）形成されている、という意味での「法制度」と「法関係」のちがいなのか（この場合は、「法制度」は関連しあった「法関係」の一定の体系ということになる）、それとも「法制度」は「法関係」以外の対象により構成されているのか（長谷川のいうように）、以上の論者の内容の検討からはたゞちに結論が出せるわけではない。

一応、以上の要約と問題の所在を指摘した上で、次章以下の検討に移ることとする。

第2章　大月版『レーニン全集』における「制度」概念の検討

第1節　大月版『全集』にみられる「制度」概念の使用例－ロシア語版、ドイツ語版との対比

本章では、レーニンの「制度」概念の検討を試みることを中心的課題とするが、本節でふれるように、レーニンにあってきわめて多様な用語が、大月版『全集』では「制度」という単一の用語に訳されているのが事実である。

それ故、第1節では、日本語版「制度」が、ロシア語版、更にはドイツ語版で、どのような用語として使用されているのか、の概括的な整理をする。この作業は、いまだ未分化な概念としての「制度」概念の内容構造を明らかにする場合、ある程度、有効な作業に位置づくのではないかと考えられる。（なお、これはまったく時間の制約からではあるが、『全集』では13巻までの範囲で比較検討を試みた。文中①②…は、『全集』の巻数を示し、下線は、その後の（　）内の原文およびドイツ語文の当該箇所を示した。）

(I)　ロシア語版で порядок を使用している場合

a　Ordnung（ドイツ語版）に訳出の場合

(イ)　「ところが、農民の零落はこの市場を破壊しており、いまにも市場をまったくとざして資本主義制度の組織化（организация капиталистических порядоков, Herstellung der kapitalistischen Ordnung）を不可能にしようとしている。」（①73ページ）

(ロ)　「彼（マルクス）にとってはなによりも重要なのは、諸現象の変化、それの発展の法則、すなわち一つの形態から他の形態への、関連の一つの制度から他の制度への（из одного порядка общественных отношений в другой, aus einer Ordnung des Zusammenhangs in eine andere）移行の法則である。」（①162ページ、なお、文中の「関連の一つの制度」のロシア語版は、「社会的諸関係の一つの秩序（ないし制度）」であることに注意）

(ハ)「工場は、……すべての労働者を拘束する工場自身の『規則』、工場自身の『制度』(свои《порядки》, Betriebsordnung) をもうける。」(②87ページ)

(ニ)「見うけるところ、草案は『農奴制』という表現は法制度にだけ適用できるものであると考えて、旧来の農奴制的社会制度 (крепостной общественный порядок, die alte, auf Leibeigenschaft beruhende Gesellschaftsordnung) という表現をしりぞけているようである。」(⑥42ページ)

(ホ)「……そして、雇農や、日雇や貧困化した無産農民の大多数が、都市の兄弟たちに合流するときには、ドイツの労働者は勝利をおさめて、勤労者の貧困や抑圧のない制度を打ちたてる (устроят такие порядки, eine Ordnung errichten) であろう。」(⑥379ページ)

(ヘ)「『全人民的憲法制定議会』とはなにか？……それは、第二に、人民専制を保障する国家制度」(государственный порядок, Staatsordnung)を『制定する』実力と権力を実際にもっているような議会である。」(⑧521ページ)

b　System（ドイツ語版）に訳出の場合

(イ)「ロシアの現存社会・政治制度 общественный и политический порядок, soziale und politische System) に反対するいっさいの反政府的および革命的運動を」支持する。(⑦245ページ)

c　Zustände（ドイツ語版）に訳出の場合

(イ)「こんにちの社会制度 (общественные порядков, gesellschaftliche Zustände) のもとでの人民の大多数の貧困がなにからおこっているのかをはっきり理解しなければならない。」(⑥380ページ)

(ロ)「人民の貧困をおわらせるたゞ一つの手段は、国家全体の現在の制度 (теперешние порядки, die jetzigen Zustände) を下から上まで変更し、社会主義制度 (порядки социалистические, eine sozialistische Ordnung) を打ちたてることである。」(⑥382ページ)

(ハ)「彼（ボグダーノフ）は、経済発展の特定の時期を特徴づけるにあたって、通常『叙述』のなかで政治制度 (политические порядки, politische Züstande) や、家族関係や、社会思想の基本的な潮流の特徴を所与の経済体制 (экономический строй, Wirtschaftsordnung) の根本的特徴と関連させて概説している。」(④43ページ)

d　Verhältnisse（ドイツ語版）に訳出の場合

(イ)「彼（ミハイロスフスキー）は、そこに現代の制度 (современные порядки, moderne Verhältnisse) 法律的のも、政治的のも、家族的のも、宗教的のも (— и юридические, и политические и семейные, и религиозные, и философские —)— の説明が唯物論的に与えられていることに気づかなかったし、……」(①136ページ)

(II) ロシア語版でучреждениеを使用している場合（ドイツ語版では、このほとんどがEinrichtungに訳出）

(イ)「それと同時に、これらいっさいの諸制度 (все эти учреждения, diese Einrichtungen — 『中世的・半農奴制的諸制度』『絶対主義、身分制、官僚制』などをさす。筆者註) との闘争が必要なのは、ブルジョアジーに対する闘争を容易にする手段にすぎないこと……」(①307ページ)

(ロ)「『農奴制度』(《крепостное право》直訳すれば農奴法　Leibeigenschaft)は、もちろん法制度　(учреждение юридическое, juristische Einrichtung)であった。しかし、それはまた地主（および農民）経済の特別の制度(система, System)に照応していたのであって、『法』によって固定されていない幾多の生活関係のうちにも現われていたのである。」(⑥42ページ)

(ハ)「家父長制的なオブローモフ的農村の改造を阻止している諸制度(учреждения, Einrichtungen)の廃止を条件としてのみ……小所有の擁護者となる。」(⑥144ページ)

(ニ)「これらのけっこうな制度(милые учреждения, nette　Einrichtungen—監獄、警察などをさす－筆者註）に対する広範で自由な闘争のために、それ（ブルジョワ共和制）を是認するのである。」(⑧296ページ)

(Ⅲ)　ロシア語版でстройを使用している場合

a　Ordnung（ドイツ語版）に訳出の場合

(イ)「この目的のためには、彼（マルクス）にとっては、現在の制度　(настоящий строй, gegenwärtige　Ordnung)の必然性と同時に、この制度(предыдущий строй)から不可避的に移行していかねばならないいま一つの制度(другой строй, eine andere　Ordnung)の必然性を立証すればそれで全く十分であって……」(①162・3ページ)

(ロ)「マルクスは、そこで(『ゴータ綱領批判』筆者註)……社会制度を生産関係の組織によって説明し(общественный строи, Gesellschaftsordnung)……」(①477ページ)

(ハ)「これらの人民層が広くなればなるほど、これらの層のあいだには政治制度と社会制度　(политически и общественный строй, politische und soziale　Ordnung)の完全な民主化を、一般にあらゆるブルジョア支配の非常に重要な支柱（君主制・常備軍・官僚制）を破壊する恐れのあるほど完全な民主化を、要求する。」(⑦537ページ)

(ニ)「1875年には、マルクスはドイツの非民主的制度(недемократический строй, undemokratische Staatsordnung)＝『議会主義的形式でかざられた絶対主義』を指摘した。」(⑧472ページ)

(ホ)「もし、マルクスとエンゲルスが民主主義制度　(демократический строй, demokratische Ordnung)の比較的長期にわたる支配が避けられないことを理解していたとすれば、共和制をかため、絶対主義のあらゆる痕跡を完全に一掃し、社会主義のための闘争舞台を完全にきよめるという目的のために、プロレタリアートと農民の民主主義的独裁にそれだけ多くの意義を与えたことであろう。」(⑧473ページ)

(ヘ)「政治制度(политический строй, politische Ordnung)の民主主義的改革と、社会＝経済上の改革が、それ自体として資本主義をほりくずし、ブルジョアジーの支配をほりくずすことを意味しないばかりでなく、逆に資本主義の急速な発展……」(⑨36ページ)

b　Gesellschaft（ドイツ語版）に訳出の場合

(イ)「彼（マルクス）は、『党宣言』のなかで新しい制度(новый строй, neue　Gesellschaft)をめざす運動を労働運動から（したがって改良のための闘争から）切りはなしてはならないと述べ……」(①474ページ)

c　なお、ロシア語版でのстройは、日本語版で「制度」に訳される以外に、「体制」と訳される場合がみられる。

(イ) 前述の＜Ⅰのｃのハ＞の文章中の「所与の経済体制」(строя, Ordnung)。更に、この文章につづき「著者（ボグダーノフ）は、ある経済体制 (экономический строй, Wirtschaftsordnung) がどのようにして社会の特定の階級分裂を生み出したかを明らかにしたあとで、これらの階級がその歴史的時代の政治生活、家族生活、知的生活のなかで、どのようにみずからをあらわしたかをしめし、……」(④44ページ)

(ロ) 「しかし、労働者は自分たちの利害がこんにちの政治的、社会的体制 (политический и общественный строй, politisches und soziales System) と和解しえないように対立しているという意識、すなわち社会民主主義的意識を持っていなかったし、また持っているはずもなかった。」(⑤395ページ)

(ハ) 「資本主義は、現代社会の『特質』ではなく、その経済体制（ストローイ）、制度（ウクラード）等々である (экономический строй, уклад и т. п., ihre ökonomische Struktur, ihr ökonomische System usw.)」(⑥5ページ)

(Ⅳ) ロシア語版で устройствоを使用している場合

a Gesellschaftsordnung（ドイツ語版）に訳出の場合

「それは（マルクスの理論）、近代資本主義の全発展が、どのように大規模生産による小規模生産の駆逐にむかってすすんでいるか、社会主義的な社会制度 (социалистическое устройство общества, eine sozialistische Gesellschaftsordnung) を可能とし必要とする諸条件をつくりだしているかを、しめした。」(④224ページ)

b Aufbau der Gesellschaft（ドイツ語版）に訳出の場合

(イ) 「おれたちは、新しいもっと良い社会制度 (лучшее устройство общества, ein bessere Aufbau der Gesellschaft) をかちとりたいと……」(⑥372ページ)

(ロ) 「ロシアの社会民主主義者は、なによりもまず政治的自由をかちとろうとしている。そして、この自由が社会民主主義者に必要なのは、新しい、もっと良い、社会主義的な社会組織 (социалистическое устройство общества, sozialistischer Aufbau der Gesellschaft) のための闘争にロシアのすべての労働者をひろく公然と団結させるためである。」(⑥373ページ。この箇所は、ロシア語版で устройство ドイツ語版で Aufbau der Gesellschaft で(イ)と同じであるが、日本語版では「社会主義的社会組織」に訳されている)

(Ⅴ) ロシア語版で система を使用している場合（ドイツ語版では、ほとんどが Systemに訳されている。)

(イ) 「したがって、マルクスによれば、科学の直接の任務は、真の闘争の合言葉をあたえることである。すなわち、この闘争を、生産関係の一定の制度 (определенная, система производственных отношений, System von Produktionsverhältnissen) の産物として客観的に表示する能力を持つこと……」(①344ページ)

(ロ) 「彼（ミハイロフスキー）は、その当時の『労働諸形態』を説明し、それらを生産関係の一定の制度 (известная система производственных отношений, ドイツ語同上) として、一定の社会構成体としてしめすことを、けっして目的としてはいない。」(①189ページ)

(ハ) 「たゞ、工場労働者にむかって、彼ら自身の地位を明らかにし、彼らを抑圧している制度の政治経済的構造 (политико-экономический строй той системы, politisch-ekonomische Struktur des ihn unterdrückenden Systems)をあきらかにし、この制度 (эта система) の

もとでは、階級敵対が必然的、また不可避的であることを、あきらかにするだけである。」(①377ページ)

(ニ)「経済学入門書の任務とはまさに、この科学をまなぶものにたいして、種々の社会経済制度(системы общественного хозяйства, Systeme der gessellschaftlichen Wirtschaft)と、おのおのの制度(каждая система, jedes einzelnen Systems)の根本的特徴とについての基本的な概念をあたえることにある。」(④43ページ)

(ホ)「また、現代の経済生活の個々の側面と個々の現象を、一定の社会経済制度(система, System)の構成部分として、この制度(система, System)の根本的特徴の現われとして、しめすこともできない。」(④43ページ)

(ヘ)「カウツキーは、農業における資本主義の発展の基本的な特徴を説明したのちに、この社会経済制度(системы общественного хозяйства, System der gesellschaftlichen Wirtschaft)の歴史的、過渡的な性質の論証にうつっている。」(④102ページ)

(Ⅵ) ロシア語版で режим を使用している場合

a Regime(ドイツ語版)に訳出の場合

(イ)「このような経済制度(системы хозяйства, System der Wirtschaft—賦役経済をさす—筆者註)の条件は、地主にたいする農民の人格的隷属である。もし地主が農民の人格にたいして直接的な権力をもっていないとしたら、地主は、土地を分与されて自己経営を行っている人間を、地主自身のために働かせることができないであろう。だから、マルクスがこの経済制度(хозяйственный режим, Wirtschaftsregime)を特徴づけていっているように、『経済外的強制』が必要なのである。」(③181ページ)

(ロ)「われわれがみたように、雇役経済制度(стработочная система хозяйства 直訳すると「経済の雇役的なシステム」—筆者註)、およびそれと不可分にむすびついている家父長制的な農民経済は、その本質上、旧慣保守的な技術と古くからの生産様式の保存とに基礎をおいている。この経済制度(хозяйственн режим)の内部構造のなかには、技術の改変にたいするなんらの刺激もなく……」(③223ページ)

(ハ)「資本主義の否定的な暗黒的な側面を完全に承認すること、およびこの経済制度(экономический режим, ökonomische Regime)の歴史的に経過的な性格を暴露する……」(③631)

(ニ)「資本主義のおかげで達成された労働の社会化のもとでは、事情はまったく異る。……すなわち、ここでは、すでに各人はすべての人のために、そして、すべての人は各人のために働いている。……制度(режим, Regime)の性格はまったく一変する。」(①174ページ)

b System, Ordnung(ドイツ語版)に訳出の場合

「不十分な消費は、種々さまざまの経済制度(режимы, Wirtschaftsordnung)のもとで存在していたが、恐慌はたゞ一つの制度(режим, System)—資本主義制度(капиталистический режим, kapitalistisches System)だけの特殊な標識をなすということをしめした。」(②150ページ)

(Ⅶ) ロシア語版でукладが使用されている場合

a Formation(ドイツ語版)に訳出の場合

(イ)「経済学とは、社会的生産の歴史的に発展する諸制度(уклад, Formation der gesellschaf-

tlichen Produktion)についての科学である。」(④42ページ)

(ロ) 「そして、人類の全社会生活の特殊な制度 (уклад всей общественной жизни человека, einer besonderen Formation des gesamten gesellschaftlichen Lebens des Menschen)の基礎としての特殊な社会経済制度 (особый уклад общественного хозяйства, besondere Formation der gesellschaftlichen Wirtschaft) に対する広汎な脈絡のある理知的な見解をもつことを可能とするのである。」(④42ページ)

b　System (ドイツ語版) に訳出の場合

「資本主義は、現代社会の『特質』ではなく、その経済体制 (ストローイ)、制度 (ウクラード、ökonomisches System) 等々である。」(⑥5ページ)

c　なお、a でみたようにロシア語版 уклад は、ドイツ語版で Formation に訳されている場合が多いといえるが、日本語版で「社会構成体」という場合は、ロシア語版では формация が使われている。たとえば

「さまざまの国の制度 (порядки, Zustände) を社会構成体 (общественная формация, Gesellschafts formation)という一つの基本概念に概括することが、一挙に可能になった。」(① 123ページ) それ故、レーニンは уклад と формация を区別している。

(Ⅷ) 以上のように、日本語版で「制度」と訳されている用語を、ロシア語版原文でみると、そこにはほぼ7とおりの用語が使われている。そして更に、これらロシア語版のそれぞれの用語のドイツ語訳をみると、一層複雑な使用法が抽出される。

とりあえずここでは、以上みてきた用語の対応関係を整理して表示しておく。

ロシア語版	『岩波ロシア語辞典』	ドイツ語版	日本語版
порядок	秩序, 規則 制度	Ordnung, System Zustände, Verhältnisse	制　度
учреждение	設立, 制度 公共施設, 機関	Einrichtung Institution	制　度
устройство	組織, 機構 体制, 設立	Gesellschaftsordnung Aufbau (der Gesellschaft)	制　度 (組織, 機構)
строй	機構, 構成 政体, 制度	Ordnung Gesellschaft	制　度
		Ordnung, System Struktur	(体制)
система	体系, 体制 制度	System	制度
режим	政体, 制度	Regime, System Ordnung	制度
уклад	組織, 制度 機構	Formation, System	制　度

<註>

1）　この対照表は、大月版『全集』で「制度」と訳出されたものを、原文（ロシア語版）参照の上、整理したもの。それ故「ロシア語」の各用語がすべて「日本語」版で「制度」とのみ訳されているわけではない。

2）　「ドイツ語版」の各用語は、「ロシア語版」の当該用語の訳出されたもの。

3）　「日本語版」の（　）内は、当該ロシア語版の用語が必ずしも「制度」訳で統一されていない為、必要な限りで付記したもの。

4）　『岩波ロシア語辞典』による訳語の欄は、参考までにつけた。

第二節　大月版『レーニン全集』の「制度」概念の吟味

第一節で分類化したところの、「制度」（日本語版での）概念のロシア語版におけるそれぞれのケースについての検討を、本節では試みることとする。この試みは、さきに指摘したように、日本語でいう「制度」概念が、どのような諸概念により構成されているのかを吟味する場合、ある程度の示唆を与えてくれる。

(1)「制度」と社会的諸関係概念

第一節でかかげたそれぞれのケースをみる場合、まず指摘できる点は、レーニンが、制度を問題にする場合、制度を社会諸関係概念と不可分に関連しあう概念として位置づけている点である（もっともかかる把握は、社会概念を「人々のとり結ぶ社会的諸関係の総体」（田口『政治の科学』21ページ）としておさえる史的唯物論の命題からいって当然であるといえるが）。前掲引用文との関連でいえばⅠ・a・(ロ)、Ⅴ・(イ)および(ロ)などは、この点にかかわる叙述といえる。

レーニンが社会を問題とする場合、それは、社会の「諸現象の変化」の解明の問題としてであり、社会諸現象の変化における「形態」転化の問題であり、「関連の一つの制度から他の制度への移行の法則」（Ⅰ・a・(ロ)）の解明の問題としてである。

ところで、さきの引用箇所でも指摘したが、この「関連の一つの制度」の原文は、「社会的諸関係の一つの秩序」（**одной порядок общественных отношений**）となっており、また、その後に続く叙述においても「マルクスがつとめるのは、たゞ一つ、社会関係の一定の制度（**данные порядки общественных отношений**）の必然性を精密な科学的研究によって立証し……」となっているのであり、日本語版の「関連の一つの制度」「社会関係の一定の制度」は、ロシア語版では同一用語が使用されている（なお、この文章は、レーニンの記述によるものではなく、『資本論』第2版「後記」でマルクスが引用転記しているところのイ・イ・カウフマンの『ヴェストニク・エヴロープイ』誌所収の論文中の文章であり、マルクスおよびレーニンの高く評価するところのものである）。

いずれにしても、ここで筆者が注目するのは、社会諸現象の変化・発展の法則の解明が、レーニンにあって、「社会的諸関係の一定の秩序（ないし制度）の必然性」の解明、および、この秩序（制度）の「他の秩序（制度）への移行の法則」の解明の問題として、把握されている点である。

もちろん、「制度」概念は「社会的諸関係」概念とイコールではないが、「制度」概念を、「社会的関係の一定の秩序（**порядок**）」という規定を含むものとして把握されている点は重要であると考える。大月版では、「社会的関係の制度」という使い方をして、「関係」と「制度」が区分されて把握されているが、筆者としてはむしろ原文の「社会的諸関係の秩序」が「制度」概念と結びつくものとしておさえたい。大月版では、原文に単に **порядок** とでている場合でも「制度」と訳しており、また **порядок** には「秩序」のほかに「制度」としての意もあるが、より厳密にいえば、**порядок** が「制度」と訳される場合は、「社会的諸関係の秩序」という規定が媒介されて、「制度」概念が構成さ

れている、と解すべきであろう。

他方、大月版『全集』の別の箇所で、「生産関係の一定の制度（система）」（V・(イ)、(ロ)）という言い方がされている。この叙述中の「制度」は、原文では、「生産関係の一定の体系」であり、上述の порядок とは別の用語（система）を使用している。通常、「生産関係の一定の体系」は「経済制度」を意味するが、その場合単に「体系」が「制度」を意味するのではなく、「（生産）関係の体系」が「制度」を意味するのである。原文の определенная система производственных отношений（ドイツ語版では、System von Produktionsverhältnissen を大月版のように「生産関係の一定の制度」と訳すか、それとも「生産関係の一定の体系」と訳すかは、「制度」概念を吟味する視点からすると、より慎重であるべきで、筆者としては、「生産関係の一定の体系」が「経済制度」を構成すると考えるが故に、この文章の場合は後者として訳出さるべきであると考える。そしてその上で、「関係の一定の体系」が「制度」概念を構成する、とみるべきではないであろうか。

「制度」を「諸関係」の система（体系）とみるレーニンの視点については後述するとして、Vの(イ)では、「闘争」を「生産関係の一定の制度（система）の産物」として表示することが「科学の直接の任務」であるとされ、Vの(ロ)では、一定の歴史的時点での「労働諸形態」を「生産関係の一定の制度（система）」として「しめすこと」がとかれている。これらの指摘は、闘争形態や労働諸形態を制度形態との関連で把握する、という重要な示唆を制度論に投げかけているといえるが、それは別に論ずるとして、以上のレーニンの視角には、「制度」概念を問題とする場合、「生産関係の一定の体系」として「経済制度」を、「社会的諸関係の一定の体系」として「社会制度」をおさえる視角が含まれている、といえる。

この際、レーニンの次の指摘があわせ考慮される必要があろう。

「草案（プレハーノフの第二次党綱領草案をさす）では、『資本主義的生産関係』という用語が一貫して用いられていない。ときおり、それは、『資本主義的生産様式』という用語でおきかえられている。私の考えでは、綱領を理解する上での困難をすくなくするために、一つの用語を、すなわち後者を一貫して用いるべきだと思う。というのは、前者はより理論的なものであって、（諸関係の）『体系』等々の言葉を補わない限り、なにか完結した全一的なものを含まないからである。」『全集』⑥29ページ「プレハーノフの第二次綱領草案に対する意見」）

ここでは、「生産関係」という用語は、「より理論的なもの」であり、「生産様式」のように「完結した全一的なもの」を示す場合には「（諸関係）の体系等々」の言葉を補うべきだ、と指摘されている。「制度」概念を問題にする場合も同じことがいえるのではないか。「制度」概念を社会諸関係概念との関連で問題にするにしても、それは「（諸関係の）体系」として「制度」概念をおさえる必要があると思われるのである。

たとえば、最近の林直道の論文「史的唯物論と『生産様式』の問題」（『季刊　科学と思想』№13新日本出版社）は、この点に関し参考となる。彼は、「資本論」の中で単に労働過程的様式としてではなく、生産関係を含み、それにウエイトをおいて使用されている「生産様式」概念は、フランス語版では、「資本主義的経済秩序（オルドル）」「資本主義制度（システム）」「資本主義的支配体制（レジーム）」等として、また「二つの生産様式」が「二つの社会秩序」として、マルクス自身により訳されている、と指摘する（同142ページ）。この林の指摘と、さきのレーニンの「第二次草案批判」の叙述を比較検討するとき、「（諸関係の）『体系』」としていいあらわされる「生産様式」が、「経済秩序（オルドル）」「制度（システム）」「支配体制（レジーム）」としてもいいあらわされている、ということがわかり、このことからも「制度」概念が、「社会的諸関係の一定の体系」

として把握される、といいうるのではないか。

林は、同じ論文の別の箇所で、「ここの『生産様式』が、社会の経済制度を、生産関係を意味することはまったく明白である。これはまた『制度をつくりだすものは生産諸関係である』(『資本論』大月書店　普及版⑤ 995 ページ)という考えと合致している」(同 140 ページ)とのべている。この林の指摘からも、「生産関係の一定の体系」が「経済制度」を意味することが明白であり、より抽象化すれば、「制度」概念は「社会諸関係の一定の体系」として規定されうる、といえる。

Ⅲ・a ・(ロ)では、いま引用した「制度をつくり出すものは生産諸関係である」という叙述とほゞ同内容の規定がみられる。そこでは、「社会制度」(общественний строй) を「生産関係の組織」で説明する、と記されている。ここには、「社会制度」(この「社会制度」は、後述するが社会の経済的・政治的・社会的制度の全体をさすものといえる) の形態・内容・特質などが、基本的には「生産関係の組織」により説明される、という視角がある、といえる。そして、同時に、多少飛躍するが、「制度」概念の実体的内容は、「秩序化された社会諸関係の一定の組織」として把握されうる、という視角もある、とみてよいと考える。

以上、「制度」概念と社会諸関係概念との関連をみてきたが、一定の要約が可能であると思われる。「制度」概念は、「社会諸関係の一定の秩序」「社会諸関係の一定の体系」として把握され、より実体的には「社会諸関係の組織」としておさえられる。つまり、「制度」概念をより本質的に規定すると、それは「秩序化された社会諸関係の一定の体系」としておさえられるのであり、実体的には「秩序化された社会諸関係の組織」としておさえられる、と考える。

ここでは、一応、以上のように要約することとし、次に、以上の規定で使用してきた「秩序」概念について検討する。

(2) 「制度」と「秩序」概念

大月版『レーニン全集』で使用されている「制度」は、その多くがロシア語版では порядок (秩序) であることにまず留意したい。

(1)で検討した「社会的諸関係の一定の制度」、更には、Ⅰ・a ・(イ)の「資本主義制度の組織化」、Ⅰ・a ・(ホ)の「貧困や抑圧のない制度を打ちたてる」などで使用されている「制度」は、みな「秩序」(порядок) である。そして、これらの使用事例をみるとき、「秩序」概念は、一方で抽象的概念としての「社会的関係」概念と結合し、他方では「秩序の組織化」「秩序をうちたてる」など、いいかえれば社会的に編成された秩序(「組織化」された、ないし「打ち立てられた」秩序としての社会制度)といった具体的な「制度」概念とを、結びつける媒介概念として位置づいているのではなかろうか。つまり、抽象的な社会的諸関係と、具体的な社会的制度とを結びつける媒介概念として、「秩序」概念が位置づいているといえる。さきにみた、田口富久治の「社会関係」の「制度化」したものが「制度」となる、という場合、この「制度化」とは「秩序化」を意味するものとして理解しうるのではないか、と考える。

それでは、「秩序」概念をどのように把握したらよいか。

まず、Ⅰ・a ・(ハ)をみるとき、そこでは、社会の経済構造の基本的秩序である「工場自身の秩序」(свои《порядки》大月版では「工場自身の制度」と訳出) についてふれられている。レーニンは、この文章の前で、

「すべての工場部門で、すべての資本家によってもちいられ、ロシアの労働住民の全大衆をくるし

めている搾取方法の全体が、ここ工場で一つにあつめられ、強められ、日常的な規則にかえられ、労働者の労働や生活のすべての面におしおよぼされ、資本家による労働者の膏血の絞りとりの一体制・一体系ともいうべきものをつくり出している」とのべている。

この文章は、制度（この文中の「一体制・一体系」としての制度）形成の発出論的叙述として注目されるが、ここでの「搾取方法の全体」は、とりもなおさず、資本主義的秩序の中核であり、資本・賃労働関係であり、生産過程の側面からいえば労働力の消費過程での資本家と労働者の技術的・組織的支配・服従関係であるといえる。藤田勇の「この生産過程（労働過程）における資本家と労働者との関係は、もはや対立しあう利益主体たる対等の人格者間の法的関係ではなく、資本家の指揮命令に労働が服従する支配＝従属関係であり、この生産の場における階級支配こそ、全社会的規模での階級支配の細胞である」（藤田「法と経済の一般理論」岩波『現代法 7』所収10ページ）という文章にみられるところの「支配＝服従関係」としての、資本家と労働者の社会関係こそ、さきのレーニンの引用文中の「搾取方法」の中核であり、資本主義社会における基本的秩序である。

そして、このように規制された社会関係として形成されるところの「秩序」が、まさに「工場自身の秩序」порядок となり、「日常的規則」にかえられ、全社会的に「体系」化され、特定の社会制度（ここでは経済制度）を形成するといえる（この「工場自身の秩序」が、どう法的に編成され、法体系として形成されるかについては、藤田の同論文を参照）。

以上の点と関連し、最近訳された、ソ連科学アカデミー 国家・法研究所編『マルクス・レーニン主義 国家・法の一般理論 下』（日本評論社1973）が参考となる。同書では「秩序」「法秩序」などの概念についての吟味がかなり展開されている（「第14章 法秩序と法関係」参照）。

「おのおのの生産様式は、窮極的には、『現存状態の基礎……の不断の再生産』、あるいは、別のいい方をすれば、『日々にくりかえされる生産物の生産、分配および交換の行為』を反映する社会諸関係の規制と秩序づけを要求する。このことは、一般的に認められた、あるいは一般的な拘束力をもつ人々の行為諸規則の順守が社会秩序を現在せしめるのである。」（199ページ）

この叙述からして、ここでは、「秩序」を「社会諸関係の規制と秩序づけ」として、いいかえれば、「規制された社会諸関係」として、また「一般的な拘束力をもつ人々の行為諸規則」として位置づけられている。つまり、「制度」の基底をなす「秩序」概念が、人間相互の単なる諸関係としてではなく、「規制された社会諸関係」として規定されており、秩序と社会的諸関係はこのような意味で結合される。

同書においては、このほかにも、「国家における諸関係の秩序」（210ページ）、「諸関係の資本主義的秩序」（201ページ）、「諸関係の支配的な秩序」（202ページ）、「形成される諸関係の秩序」（209ページ）などの用語が意識的に使用されている。これらの「秩序」が、＜規制された一定の社会諸関係＞として把握されることが理解できる。

ところで、以上みてきた「秩序」は、主要には、生産諸関係における秩序であった。レーニンにおいて「秩序」概念が、それのみに限定されていないことは、いうまでもない。

I・a・(イ)で明らかなように、レーニンは、「現代の秩序」（современные порядки 大月版では「現代の制度」と訳出）を、「法律的・政治的・家族的・宗教的・哲学的」の諸側面における「秩序」としておさえている。この指摘が、社会構成の上部構造におけるイデオロギー的社会関係を前提としていることは明らかである。それ故に、この箇所のドイツ語訳は、Ordnung を用いないで Verhältnisse を用いている。しかし、厳密にいえば Ordnung は、Verhältnisse の内「拘束力をもって

規制された社会関係」をさす故に、原文の порядок を Verhältnisse に訳することはまずい。

大月版で、「国家制度」(государственный порядок. I・a・(ヘ)、「社会・政治制度」(общественный и политический порядок　I・b・(イ))、「社会制度」(同前、I・c・(イ))、「国家全体の現在の制度」(I・c・(ロ))、「政治制度」(I・c・(ハ)) と訳されている場合は、原文においてはпорядокとなっているのであり、それ故、これらの「制度」用語は、「国家的・社会的に秩序づけられた社会諸関係」に重点をおいて理解すべきものと考える。つまり、ここでの「国家制度」「政治制度」は、国民と国家の相互関係（権利・義務関係)、国家を形成する国家諸機関の相互関係、国民と国民の相互関係における「秩序化された関係」をその主要な内容とする用語であり、「社会制度」(sozial　Ordnung) は、国家的に何らかの規制をされつつも、その制度が内包する社会的諸関係の一定の秩序化が、その関連構成員の意思、行為を媒介として形成されるところの「制度」を意味する、といえる。

以上、ここでは、「制度」の基底をなす「秩序」概念の吟味をしてきた。そして、「秩序」概念は、種々の社会的諸関係の内、<特定の仕方で規制され、一般的強制力を付与された社会的諸関係>をさすものとして把握する。それ故、「制度」が порядок ないし Ordnung として使用されている場合には、特に「秩序化された諸関係」に力点をおいた「制度」概念として、おさえることとする。

(3) 「秩序の社会的編成」としての「制度」── учреждение の検討

「制度」概念の本質規定を、以上(1)・(2)で検討してきたように「秩序化された社会的諸関係の一定の体系」としておさえ、「制度」概念の基底に「秩序」概念をおくとしても、その「秩序」を形成し、実現するところの、「秩序の社会的編成」とでもいうべき領域の問題がある。(1)でみた「諸関係の秩序」は、それ自体、「秩序づけられた諸関係」として現実化しなければならない。

I・a・(イ)の「資本主義的秩序の組織化」(организация капиталистических порядков, Herstellung der kapitalistischen　Ordnung)、I・a・(ホ)の「秩序を打ちたてる」(устроить такие порядки, eine Ordnung errichten なお、この устроить の名詞形 устройство には、「制度」の意あり。それ故 устроить された порядок として、制度 устройство) をみることもできる) などは、この「秩序の社会的編成」にかかわる指摘といえる。

これら、「秩序の組織化」「秩序の打ちたて（設立)」には、それに必要な諸契機が必要であることは、いうまでもない。法秩序の場合は、法を形成する国家機関（その前提としての社会的・階級的諸集団の組織・機構など)、法を適用し現実の法関係を形成し、承認するところの国家の執行機関（政府、および地方行政機関）・司法機関等々である。そして、これら諸契機も、それ自体社会制度（広義の）を構成する実体的要因をなす。前述したところの、ロシア語版の учреждение, устройство, строй など（その多くが日本語版で「制度」と訳出)、ドイツ語版での Einrichtung, Institution, Maschinerie　Regime などは、この領域を抽出する概念として把握されてよい。

そこで、次にこれら諸概念の検討に入る。

まず最初に、「制度」＝ учреждение の検討よりはじめる。

この用語は、そのほとんどがドイツ語版ではEinrichtungが使用されており（後期の論文「国家と革命」のドイツ語訳では Institution にも訳出されている)、その用語法からいって、社会制度の全体系の中の部分的・個別的制度をさすか（この場合、その時代において必ずしも支配的ではない前時代の制度的遺物も含めて)、国家機構を構成する個別諸機関をさすものとして使用されている。

つぎにその使用事例の検討に入る。IIの(イ)の「諸制度」は、19C 末の資本主義が支配的となって

きているロシア社会の中で、人格的・身分的隷属関係をその主要な特徴とする「中世的・半農奴制的諸制度（учреждения）」が依然として残存し、それが専制の強化の基盤となり、更には資本主義的抑圧のより強力な基盤となって、それなりに当時の政治的・経済的・社会的支配のSystemにくみこまれているところの絶対主義的な個別制度をさしている場合である。

Ⅱの(ロ)の「法制度（учреждение юридическое）」も、矢張り個別制度といえるが、ここでは特に、法（право）と法制度、更には制度との違いがよみとれる。その際、農奴法についての次のレーニンの指摘とあわせ検討する必要がある。「スカールジンは、農奴制度（крепостное право －農奴法）と、経済的・社会的・法律的分野におけるこの制度（上記「農奴法」をさす）の所産のすべてに対する熱烈な敵意によって鼓舞された」（『全集』②502ページ）。

この文章と、Ⅱ・(ロ)の文章を比較するとき、農奴法（право）を法制度（учреждение）としてみる場合、レーニンは単に「法律的分野」でのみ、この制度をみるのではなく「経済的・社会的分野」においてもみているのであり、かつ「法に規定されない幾多の生活関係」にあらわれるところの事実関係として、この「制度」をみていることがわかる。つまり、レーニンにあって「制度」（учреждение）は、全体に対して部分をなす個別制度を意味するのであるが、同時に、かかる個別制度は単なる法制度（учреждение юридическое）としてのみとらえられているのではなく、経済的・社会的（sozial に）にも規定されたところの「秩序化された社会諸関係の一定の体系」として把握されている点に注目する必要がある。

他方、учреждение は、Ⅱの(ニ)をみてわかるように、「監獄」「警察」などのように、特定の「機関」「施設」をあらわす場合にも使用される。『国家と革命』の中の、「この国家機構（государственная машина）にとってもっとも特徴的な制度（учреждения, Institutionen）が二つある。一官僚制度と常備軍である」（『全集』㉕439ページ）とか、「あらゆるものを抑圧する官僚的＝軍事的制度（бюрократически-военные учреждения）」（同449ページ）とか、「議会制度（парламентаризм）を、国家の一制度（учреждение）」（456ページ）などは、учреждение としての「制度」が、国家の個別機関（Institution）ないし施設をさすものとして使用されている。

以上から、учреждение は、全体に対して部分をなすところの、個別に関連しあった一定の秩序化された社会的諸関係を意味し、この社会的諸関係は、個別の法により規定される場合もあるし、更には法には規定されない幾多の社会関係として具体化されている場合もある。また、учреждение は、個別機関、施設をさす場合もあるが、この場合も、これらの機関が対内的・対外的にとりむすぶところの秩序化された諸関係に着目しておさえるべきと考える。

(4) 「秩序」の社会的編成としての「制度」 ── строй および устройство の検討

「秩序の社会的編成」を問題とする場合、次に明らかにする必要のある概念として、строй がある。この用語も大月版『全集』では、その多くが「制度」と訳されている。

まず、Ⅲ・a・(イ)を、その前に出てくる次の文章との関連で検討する。

「マルクスにとって重要なのは、諸現象の変化・それの発展の法則、すなわち一つの形態から他の形態への、関連の一つの制度（порядок）から他の制度への移行の法則である。…… したがって、マルクスがつとめるのは、たゞ一つ、社会関係の一定の制度（порядок）の必然性を精密な科学研究によって立証し、そして、彼にとって出発点ならびに支点として役立っている諸事実を、できるだけ非の打ちどころのないように確認することである。この目的のためには、彼にとっては、現在の制度

(строй) の必然性と同時に、この制度（同）から不可避的に移行していかねばならない、いま一つの制度（同）の必然性を立証すれば、それでまったく十分であって……」

ここでも、大月版『全集』は порядок と строй を区分しないまゝ、未分化に使用している。それはともかく、ここで注目したいのは、порядок として使用されている「制度」と、строй として使用されている「制度」との相互関係についてである。文面上からすると、「社会関係の一定の制度 (порядок)」と、「現在の制度 (строй)」とは、両者ともにその「必然性」の解明が要求されているところから、同義語の言いかえのように思われる。この場合は、制度 (строй) は、諸秩序の複合体ないし構成体の意を含むこととなる。

他方、 порядок としての「制度」の必然性の「科学的研究による立証」という「目的のため」に、「現在の制度 (строй)」の必然性の分析・立証が必要である、という文脈上の流れに注目した場合には、前者 (порядок) がより本質的概念として、後者がその実体的概念として使用されている、と解することが可能となる。引用文中の前段にある「一つの形態から他の形態への移行の法則」と関連させてよむとき、「現代の制度 (строй)」は、「社会関係の一定の秩序 (порядок)」の具体的形態、ないし実体的形態として把握されうると考える。筆者としては、 порядок としての制度と、строй としての制度の相違は、本質と実体との関係として、把握されると考えたい。

Ⅲ・a ・(ロ)の検討に移る。ここでは、「社会制度 (общественый строй)」を、「生産関係の組織」で説明すべきであることがのべられている。そして、この「生産関係の組織」の内容については、その後に続く次の文章との関連でよみとることができる。「政策や分配を引き合いに出すことでは、もはや満足できないほど発展した関係のなかで生活しており、原因がもっと深いところに、すなわち（社会的）生産の組織そのものの内に、市場の統制と指導のもとでの個人的所有の原則にもとづく社会経済の機構そのもののうちにあることを理解しはじめている……」（『全集』①477 ページ、傍点筆者)。

つまり、社会制度 (строй) を説明するに当っての「生産関係の組織」とは、この引用文中の「(社会的) 生産の組織」(単に生産のみではなく、分配・交換・消費などに関連する組織) であり、「社会経済の機構 (устройство)」そのものである、といえる。いいかえれば、 строй としての「社会制度」を、社会経済の「機構」で説明する、という文脈になるといえる。ここから、やゝ図式的にいうと、＜生産関係（およびその秩序）—— 生産関係の組織＝生産関係の機構 (устройство) —社会制度 (строй) ＞といった全体の関連がよみとれる。つまり строй は、「組織」および「機構」概念 (устройство) を前提としたところの、より包括的概念として把握されていることがわかる。

Ⅲ・a ・(イ)で指摘したことと関連していえば、「社会関係の一定の秩序」の実体的規定としての「社会制度」(строй) は、その間に、「機構」概念を媒介することにより、より実証的・科学的に説明されうるのであり、別のいい方をすれば、строй としての「制度」は、その内に「社会関係の一定の秩序」と「組織」「機構」概念を含むものとして位置づいていると考えるのである。

とすれば、ここで строй のより立ち入った検討に入る前に、 устройство の検討をしておく必要がある。

第一節のⅣで掲げた事例からは、この概念 (устройство) は、それほど明確にはならない。たゞⅠ・a ・(ホ)の「制度を打ちたてる (устроить такие порядки —秩序を設立する) の文章より、秩序の形成・実現過程にかかわる用語として用いられていることがわかる。

それはともかく、устройствоが比較的使用されているのは『国家と革命』においてである。そこでは、(1)「国民の統一は打ちくだかれるのではなく、反対にコンミューン制度（коммунальное устройство, Kommunalverfassung）によって組織されるはずであった」（『全集』㉕461ページ）、(2)コンミューン制度（同前）は、社会に寄食し、その自由な運動を妨げている国家寄生物が、これまですいとってきた力の全部を、社会の身体にかえしたことであろう」（402ページ）、(3)「エルフルト綱領草案の批判は、マルクス主義の国家学説を研究するさいには見のがすことができない。なぜなら、これは主として、国家制度(государственное устройство, Staatsordnung)の諸問題における社会民主主義者の日和見主義的見解の批判にあてられたものにほかならないからである」（477ページ）、(4)「ここでエンゲルスは、三つのとくに貴重な指示をあたえている。第一には、共和制の問題について、第二には、民族問題と国家制度(устройство государства, Staatsordnung)との関連について、第三には、地方自治制について」（478ページ）、(5)「しかし、他方では、民主主義とは、市民間の平等の形式的な承認を意味し、国家制度(ロシア語は(4)と同じ、ドイツ語版はStaatsverfassung)の決定と、国家の統治とにたいする全市民の平等な権利の形式的承認を意味する」（510ページ）などのようにустройствоは使用されており、これらは、大月版では、みな「制度」と訳されている。

なお、устройствоは、これらの訳語のほかに、すでにあげた「社会経済の機構」とか、「社会主義的な社会組織(социалистическое устройство общества)」（『全集』⑥373ページ）などのように「機構」「組織」としても訳されている。

ところで、以上のケースより検討するに、(1)・(2)の「コンミューン制度」は、ドイツ語版では、Kommunalverfassungである（なお、この場合、Kommunalverfassungが原文であり、レーニンがこれをкоммунальное устройствоに訳したのである。レーニン『国家論ノート』大月書店版の「凡例」参照)。この部分のコミューン制度（устройство）が、レーニンによるエンゲルスのコミューン制度（Verfassung）の訳語であることからして、устройствоにはVerfassungの意が含まれてレーニンにおいて使用されていることがわかる。この後者は、通常「憲法」を意味するが、ここでは妥当しない。むしろ、「憲法」が含意するところの国家諸機関の編成の基本秩序、ないし一定の基本秩序で編成された国家諸機関の総体をさすものとして理解すべきと考える。

устройствоには、「配置・諸部分の相互関係、あるものの構成（расположение, соотношение частей, конструкция чего-н）」(С. И. Ожегов, Словарь русского языка, Москва, 1973)の意があるので、устройствоを単なる国家諸機関（учрежденние）の総体としてではなく、一定の基本的秩序のもとに、相互に関連しあって構成された国家諸機関の総体としての、国家機構として把握されてよい、と考える。じっさい、レーニンの他の論文「三つの憲法または国家組織の三つの制度」（『全集』⑧566ページ）は、原文では、„три конституции или три порядка государственного устройства“（「三つの憲法または、国家機構の三つの秩序」）となっており、「憲法」が、「国家機構の秩序」と同義に用いられている。つまり、устройствоは、憲法が規定している基本秩序のもとに構成されているところの国家機講として、ここではとらえられているといってよい。

一応、以上の検討を前提として、(1)－(5)のそれぞれの使用事例について検討する。(1)・(2)の「コンミューン制度」は、「共和制の現実的な（positiv）形態」（マルクス『フランスにおける内乱』、国民文庫80ページ）としての「ついに発見された政府形態」（同　85ページ）、すなわち「議会ふうの機関ではなくて、同時に執行し、立法する行動的機関」をさす。それ故、この「コンミューン制度」は、

新しい原理で構成された国家機構全体をさす。(3)の「国家制度の諸問題」とは、「政府がほとんど全能で、帝国議会その他のあらゆる人民代表機関に実権のないドイツ」の、当時の「国家機構の諸問題」をさし、(4)の「民族自治と国家制度」は、多民族国家における連邦制（統一共和制か、連邦共和制か）という国家機構の編成の基本的形態をさしている。それ故、(3)・(4)いずれにしても、それは、国家諸機関の編成における基本的秩序を含むところの国家機構を具体的にはさす（それ故ドイツ語版では(Staatsordnung)ものとして устройство が使用されている、といえる。(5)の「国家制度」は、ドイツ語版が Staatsverfassung であり、さきのレーニンの論文「三つの憲法または国家組織の三つの制度」でのべた устройствоと同意であり、矢張り実体的には国家機構をさす、といえる。

なお、『国家と革命』の日本語版では、государственная машина を「国家機構」と訳し、государственное устройство を「国家制度」と訳しているが、前者は、国家を階級支配の組織・機関としてみ、この点を強調するときに使用され、国家機構の内部構造を抽象する概念としては使用されていないように思われる。筆者が、устройство を「機構」と訳すのは、むしろ国家諸機関の編成上の基本秩序（Staatsordnung）に注目した上で、これが実体化された概念として使用している。

以上、 устройство（前述したように大月版では、ほとんど「制度」として訳されているのであるが）の検討をしてきたが、この用語のドイツ語訳が、Staatsverfassung, Staatsordnung になっている点に注目し、むしろ、具体的には「国家機構」としてとらえ、一定の基本秩序を内包し、それにより構成された国家諸機関（これは、むしろ учреждения ）の総体としての機構をさすものとしておさえることとした。（なお、 устройство が、単に政治的・法律的上部構造に関連した概念としてのみではなく、前述したように「社会経済機構」としても使用されている点にも注目したい。この場合の「機構」は、全国的レベルでの経済的集中を実体化した組織をあらわす概念になると考える。）

устройство を、上記のように把握するとして、検討をстройにもどす。

まず、строй は「制度」と訳されている場合も多いが、そのほかに「体制」と訳されている場合があることに注目したい（Ⅲ・c ・(イ)・(ロ)・(ハ)）。そこでは、「ある経済体制がどのようにして社会の特定の階級分裂を生み出したか」、「労働者は自分たちの利害がこんにちの政治的・社会的体制と和解しえないように対立しているという意識」、「資本主義は、現在社会の……経済体制……等々である」のように用いられている。ドイツ語版では、「政治的・社会的体制」が politisches und soziales Systemとして、「経済体制」が ökonomische Struktur として使用されており、 строй が「体系・体制」「構造」を示す概念としておさえられている。

また、前掲の辞書 С. И. Ожегов, Словарь русского языка をみると、строй は「①国家的・社会的諸機構の体系 (система государственного, общественного устройства) となっており、строй が устройство の「体系」（システム）として使用される、ことがわかる。 なお、строй のドイツ語訳としては、Gesellschaftsordnung, Staatsform, Regime, Struktur, System などがある (Bielfeldt, RUSSISCH DEUTSCH WÖRTERBUCH, 1966 参照）。

строй について、以上のような大まかな把握をした上で、第1節であげたこの用語の使用事例について検討したい。

まず指摘できる点は、全体を概括するものとして「社会制度」(общественный строй, Gesellschaftsordnung, Ⅲ・a・(ロ)) があり、それが更に、「経済制度」(экономический строй, Ⅰ・c (ハ)、Ⅲ・c・(イ)、(ハ))、「政治制度」(политический строй, Ⅲ・a・(ハ)、(ヘ))「社会制度」(общественный строй, soziale Ordnung, Ⅲ・a・(ハ)、Ⅲ・c・(ロ)) などに分割される。この際、ロシア語版では不明確であるが、ドイツ語版では、上述「社会制度」が Gessellschaftsordnung と sozial Ordnung に区分されており、筆者もこれに注目し、前者を строй 全体を概括するものとして、後者をその部分(政治的でも、経済的でもない)を対象とする概念としておさえた。

стройの内部構成を以上の三者でおさえた場合、「経済的」「政治的」「社会的」なстройは、田口の社会構成の構造図(『政治の科学』26ページ)の内、「社会的諸観念形態」を除く、三領域ー「社会の経済的構造」「国家その他の政治的諸制度」「その他の社会的諸制度」に該当するものとして把握することができる。

つぎに、これら三者の相互関係についてふれる。「政治制度(порядки)や、家族関係や、社会思想の基本的な潮流の特徴を所与の経済体制 (строй) の根本的特徴と関連させて概説している」(Ⅰ・c・(ハ))、「ある経済体制 (строй) が、どのようにして社会の特定の階級分裂を生み出したかを明らかにしたあとで、これらの階級が、その歴史的時代の政治生活・家族生活・知的生活のなかで、どのようにみずからをあらわしてきたかをしめし、……」(Ⅲ・c・(ロ)) の指摘にみられるように、「経済体制」が他の基底に位置づき、後二者の実態の説明が前者の「根本的特徴」と関連してなされる、といえる。そして、この際、生産関係、生産関係の組織、社会的諸機構等を含むところの「経済体制」が、直接「政治的・社会的体制」(строй)を規定するのではなく、それらが内包する諸関係、諸関係の秩序、諸機関・組織・機構内部の相互関係に作用し、それを媒介として「政治的・社会的体制」(строй) を規定する、という関係になっていることに注意したい。

「政治的体制」(строй) についてはどうか。Ⅱ・a・(ハ)の「政治制度」は、国家諸機関・機構を含意しながらも、それらの国家機構が有している基本的性格(なかんずく国民との関係での)を表示するところの「君主制」という一つの体制を意味して使用されている点に注目する必要があるし、Ⅲ・a・(ニ)の「非民主的制度」が、「議会主義的形式でかざられた絶対主義」をさしていることから、国家機構が国民との関係でもつ形態を表示する概念として使われており、Ⅲ・a・(ホ)の「民主主義制度」が「共和制」を指していっていることに注意したい。

なお、この最後の「民主主義制度」について付言すれば、レーニンにあって、「民主主義」とは、既述したように、「国家制度 (устройство) の決定と、国家の統治とに対する全市民の平等な権利の形式的承認」(『国家と革命』)を意味し、したがって「民主主義制度」(строй) とは、以上の устройства としての「国家機構」の決定と、「国家の統治」への市民の権利といった、国家と国民の相互関供の体系をさすものであり、それ故、単に国家機構よりも、よりひろい概念である。さきに、строй が устройство の система であることを指摘したが、この点を「秩序」概念との関係でいえば、устройство (機構) 概念は、その内部関係を規制する秩序を中心とした概念であり、строй (体制ないし社会構造) は、この устройство が他ととり結ぶ諸関係 (なかんずく国民との)の秩序を中心として形成される概念として、把握されうると考える。строй のドイツ語訳に Staatsform があることは指摘したが、政治的 строй が、君主制・絶対主義・共和制・民主制などとして使用されているとき、この строй は、国家機構と国民との相互関係の諸秩序の形態の相違を、反映して使用されているといえる。

田口の『政治の科学』では、「国家」を、「狭義の国家」(「ある階級の権力を国家機構として編成したもの」)と「広義の国家」(「政治的社会……、古典的用語では、『政治体』(body politic)、普通の用語では、『政治体系』(political system))とに区別している。筆者の以上の検討との関連でいえば、田口の前者が、政治的устройство を、後者が政治的стройをさすものといえる。また、стройの型が、田口の「国家形態」に相当する、といえる。

以上、устройство とстройについて、レーニンの記述にそいつつ、検討してきた。両者ともに「秩序化された社会的関係」をその本質としつつ、その本質の実体概念として把握されよう。устройство は、具体的には「機構」をさす用語としておさえられ、それを構成する諸機関(учреждения)諸組織、諸個人の相互関係を規制する秩序により構成されたところの組織的概念として存在し、стройは、一定の内部秩序で構成されたустройство をふくみつつ、それが全社会的に他の諸個人・組織等との間でとり結ぶ諸関係の秩序で構成された体系として存在し、通常「体制」として把握されるところの概念といえよう。そして、この両概念が、社会諸関係概念と相違する点は、前述したように「秩序づけられた社会的諸関係」として構成されている点である。そういう意味では、両概念ともに「制度」概念に包摂されるといえる。また、田口の社会的「実践」概念との関連は、この実践が、строй устройство を対象とした「民主化」・「変革」の諸個人・集団の実践であり、それは、строй устройство の内包する「諸関係の秩序」を変革し、別の新しい「諸関係の秩序」を形成せんとする実践である、という点でかかわる。

(5) 「制度」概念と система

ロシア語版の система が、日本語版で「制度」に訳されている事例は、Vに掲げた。

System は、単に社会科学上の概念としてのみでなく、自然科学上の概念としても、また Lehrgebäude(諸科学の体系)としても使用されるが、抽象的には、「相互に依存しあい、関連しあい、相互作用しあうところの諸部分の全体」(Gesamtheit Gefüge von Teilen, die voneinander abhängig sind, ineinandergreifen od. zusammenwirken)とか、「自ら完結し、秩序づけられ、編成された全体」(in sich geschlossenes, geordnetes u. gegliedertes Ganzes)などの意味をもつ。そして、社会科学上は、Gesellschaftsordnung, Struktur einer Gesellschaftとして、一般に使用されている(WAHRIG, DEUTSCHES WÖRTERBUCH, 1971 参照)。

それでは、レーニンにおいて система がどのような概念として使用されているだろうか。

V・(ハ)の「制度の政治・経済的構造 (политико-экономический строй той системы)」から、система が、それを構成する政治的・経済的стройの全体としてよみとることが可能である。この場合、日本語版ではстройが「構造」と訳され、それでもよいと考えるが、通常「構造」として使われる структура (Struktur) が使われず、строй が使用されていることからして、(4)で分析したところの строй(体制)としてみることも可能となろう。そしてこの場合、 система を「社会構造」としておさえると、上記引用文は、「社会構造の政治的・経済的体制」としてみることが可能となり、система はстройを内に含む概念となる。

V・(ロ)の「生産関係の一定の制度 (система)」は、「一定の社会構成体」と同義に使用されていることから、この場合の система は、矢張り Struktur einer Gesellschaft(社会構造)を意味するといえる。つまり、レーニンにおいてこの場合 система は、社会(Gesellschaft)の政治的・経済的、社会的(sozial)構造全体をさすものとしておさえられている、といえよう。

Vでは引用しなかったが、次の文章も参考となる。

「この場合、彼らの理論的活動は、ロシアにおける経済的敵対のあらゆる形態の具体的研究、それらの形態の関連と契機的発展の研究を目標にしなければならないであろう。それは、政治史や法制度(порядок)の特殊性や、既成の理論的先入見によって、この敵対が隠ぺいされているいたるところで、これを暴露しなければならない。それ故、生産関係の一定の制度(определенная система производственных отношений)として、わが国の現実についての完ぺきな絵図をえがき、この制度(эта система)のもとでは、勤労者の搾取と収奪が不可避であることを示し、経済的発展が指示するこの制度(порядки)からの出路をしめさなければならない。」(『全集』1巻314ページ)

ここで使用されている система も、単に社会の経済構造のみでなく、「政治史・法制度」なども、更には、一定の制度をめぐっての敵対関係も含んだところの「わが国の現実」をさすものであり、したがって「社会構造」をさすものといえる。そして、この場合注意しなければならないのは、いままで検討してきた учреждение, устройство, строй などは、特定の秩序化された社会関係で構成された概念(つまり「制度」として)であったが、この система は、一定の「制度」と同時に、それをめぐっての対立諸関係、実践を含んだ概念としておさえられている、という点である。それ故、以上の検討からして厳密にいえば система 概念は、「社会構造」概念として把握されうるが、「制度」概念としては把握されえない、のではなかろうか。このことは、決して система が「制度」概念とは別の対象をさすことを意味するのではなく、система は、あくまでも「制度」をその構成要素とし、その「制度」が内包する「秩序化された社会的諸関係」を中心的要素としつつ、それをめぐっての対立的・政治的諸関係をも含意する全体としておさえられるべきと考えるのである。

なお、以上の система についての検討は、それが、社会科学上の一定の対象を抽象化する概念として検討してきたのであり、このほかにも、最初に指摘したように система には、通常、「体系」などとして使用する意味もあることは否定しない。その場合には、最初に引用したように、「相互に依存しあい、関連しあい、相互作用しあうところの諸部分の全体」の意として使用される。それ故たとえば、「教育制度の体系」などといった使用法を否定するわけではない。

(6) その他の用語(уклад, режим)についての検討

大月版『全集』で「制度」と訳出されている残された用語に、уклад, режим がある。この二つの用語について簡単な検討をする。

уклад を「制度」と訳出することの当否については、筆者の力量外のことであり、уклад についての科学的吟味もできない。通常規定されているところの「一時代の構成体的特徴を複合的に形成する個々の諸生産関係の類型を呼ぶのに、ウクラードもしくは、経済制度の用語が用いられる」(岩波『経済学辞典』)を確認するにとどめる。

じっさい、現実の社会構成をみるとき、それは、「単一の類型の生産関係だけからなる純粋な社会構成体」として存在するわけではなく、「支配的な生産関係と従属的ないし付随的な地位を占める生産関係とに区分される」のであり、上部構造における諸社会制度もかかる諸ウクラードの累重的構造に規正され一定の性格をもつものといえよう。それ故、上部構造における歴史的なさまざまの制度形態を論ずる場合、その時代の諸ウクラードの構成との関連をみる必要がある。

режим については、それは、通常 Regierungsform としての意味と、「制度」(Ordnung)とし

ての意味があり、前場Ⅵにあげたそれぞれのケースが、どちらを意味して使用されているか、またロシア語版で режим であっても、それのドイツ語訳が、Regime, System, Ordnungなどとなっており、このような訳出の相違を結果する規準がどこにおかれているか、更には、政治的 режим と経済的 режим との相違と共通はどこにみい出されるか、などについては、小論では結論を出しえない。また、 режим を Regierungsform としてみる場合、それが、さきにみてきた строй とどのような関連をもたせておさえるべきか、政治的 строй が、君主制・共和制・絶対主義・民主制などの「体制」をさす概念としておさえたのであるが、それと режим＝Regierungsformとは、どう違うのか、などは、検討を残さざるをえない。

(7) 小　結

以上、(1)～(6)を通して、大月版『レーニン全集』に訳出されている「制度」用語について、原文とドイツ語訳を参照しながら、「制度」概念の検討を試みてきた。ここで一応の要約を箇条書き的に記しておく。

1. 「制度」は、一定の社会的諸関係を前提とし、その社会的諸関係を規制する政治的、社会的経済的行為のプロセスの中で形成される。そして、「制度」は、社会的諸関係のうち、「規制された諸関係」をその本質としてもつ。それ故「制度」は、社会的諸関係一般ではない。

2　この「規制された社会的諸関係」は、「秩序」として把握され、「制度」の本質規定は、「秩序化された社会的諸関係の一定の体系」として把握される。「制度」が порядок, Ordnung として用いられるのは、この点に注目してみた場合といえる。

3　「社会的諸関係の秩序」は、憲法・法律・命令など、国家機関により形成されたところの規範として存在する場合もあるし、同じ国家機関による規範化であっても、基本的な「秩序」のみが規範化され、具体的「秩序」は行政区単位の住民ないし関係構成員の意思に委ねられ、自治的規範として形成される場合もあり、更には、企業・組合・それらの連合組織・その他社会組織の内部で形成される規則などの形で存在する場合もある。しかし、これらの「社会的諸関係の秩序」としての「規範・規則」は、それ自体としては、「制度」ではなく、これらの規範が対象化され、その結果、事実関係として形成されたところの「秩序化された社会的諸関係」として、「制度」は成立する。それ故「規範・規則」は「制度」形成の重要な契機ではあっても、「制度」ではない。

4. このことは、規範が内包し、予定している「秩序」と、「制度」が内包する「秩序」とは相互に密接に関連しあっているが、区別する必要があることを示す。具体的には、たとえば、「法秩序」と、「法制度」とは区分さるべきであろう。このような「秩序」は、社会的には、「法秩序」(Rechtsordnung, juristische Ordnung)、「社会秩序」(soziale Ordnung)、「経済秩序」(Wirtschaftsordnung)などとして、或いはその複合体として存在する。

5. 「社会的諸関係の秩序」ないし、規範化された「秩序」は、現実の事実関係としての「秩序化された社会的諸関係」として対象化される。この対象化は、国家機関相互間、国家機関と国民、国民の相互間（「政治的・法的諸関係」においては）に対象化される場合もあるし、社会的諸組織の内部的・外部的相互間（社会的諸組織と社会的機構、それらと住民との相互間）において対象化される場合もある。それ故、国家諸機関・機構、それを構成する諸個人、国民等も、「制度」構成の実体的要素である。

6. 「制度」のこれらの実体的構成要因（国家的な制度の）は、「諸機関」(учреждения) および

「国家機構」(устройство) に分けて把握できる。この「諸機関」は、個別制度 (Einrichtung) に照応して形成され、その個別制度が内包する社会的関係の一方の当事者を形成し、その客体と一定の「秩序化された社会的関係」を形成する。そして、この場合の社会的関係は、法規範により規定される場合もあるし、その具体的関係を機関自らが形成する場合もある（もちろん法規範にその根拠を得るとしても)。

7. 制度は、個別制度 (Einrichtung, учреждение) を基礎単位とする。個別制度は、「対象の個別性に規定され、その範囲で、関連しあい、相互作用しあうところの、秩序化された社会的諸関係」を内包する。そして、この諸関係は、法規範に規定されると同時に、経済的、社会的 (sozial) 諸契機によっても規制され、このような個別制度を規制する法的・経済的・社会的諸契機の分析は、制度形態を把握する上できわめて重要である。田中清助のいう、「組織論」「管理論」（後述）の成立の根拠も、ここに関連する。なお、この制度の内包する基本的諸関係が、憲法規範で規定されている場合、この制度は、「憲法制度」として位置づく。

8. 国家的な諸機関の相互関係が「秩序化」され、一定の体系をなしているとき、これら諸機関の全体は、「国家機構」(устройство) を構成する。国家諸機関の組織・編成・権限等は、より具体的には法律で規定されるが、「国家機構」の内部関係の基本秩序は、憲法の規定するところであり、それ故、устройство は、Staatsverfassung と同義に使用される場合がある。

9. 「体制」(строй) は、一定の「機構」を前提として把握され、政治体制は、国家機構と国民との相互間に形成される「秩序化された諸関係」の現象形態といえる。政治的体制は、政治的 Regime (Regierungsform) としてもおさえられる。田口のいう「国家形態」も、これに照応し、政治的体制の形態は、君主制・共和制・絶対主義体制などの諸形態をとる。そして、この「体制」じたいも一定の「秩序化された社会的諸関係」を内包する故に、「制度」に入りうる概念と考える。

10 他方、以上みてきた「秩序化された社会諸関係の一定の体系」の現象形態としての個別制度、機関、機構、体制などは、現実の社会の中では、それが内包する「秩序」とは別の「秩序」を形成せんとする諸個人、諸集団との対立関係の中で、自らを現わす。そして、これら諸個人、諸集団は、自らの組織を形成し、全国的「同盟」関係を形成し、自らの政治的組織に結集するに至り、現実の政治的・法律的諸機関・機構と一定の関係を形成する。このように、「制度」と、それをめぐって新たに形成されてくる社会的諸関係の総体として、система ないし「社会構造」は構成される。それ故「社会構造」の意で用いられる система は、厳密には「制度」概念に入らない。ただし、система (System) は、「秩序化された社会的諸関係の体系」の意として用いられる場合もあり、この場合は、「制度」を意味する。

11 さいごに、第1章の叙述との関係についてふれる。「制度」を「機関・施設」としてとらえる把握は、制度概念の実体的規定としては首肯されうるが、実体的規定としても狭い把握である。「機構」「体制」なども含めて考えるべきである。

「制度」に法規範を含める把握は、まずい。法規範は「制度」を規定する契機の一つ（もっとも重要な）ではあるが、両者は区分さるべきで、制度は、法規範が内包する抽象的秩序が対象化されたところの事実関係の一定の体系としておさえるべきである。

「制度」と「関係」の両概念（たとえば、法制度と法関係）の相異は、対象のちがいとしてよりも、個別法関係が相互に関連しあい一定の完結した体系として構成されている場合、それら法関係の全体が法制度を形成すると考えるべきで、法関係は、法制度の構成概念であるといえる。

第3章　教育制度論の構成に当っての若干の考察

本章は、ほんらい小論の中心に位置づけようと考えていたところであるが、時間の制限、筆者の力量不足から、限られたテーマにしぼらざるを得なくなった。

一応、ここでは、教育制度の規定、教育制度論の対象、教育制度の形成および規制の諸契機についての概括的な考察を試みた。当初の予定では、「労働の社会化」と教育制度、教育制度における官僚的集権制と地方自治および民主主義的集中制などのテーマについても、基本的な視点を展開しようと予定していたが、後日を期すことにした。

第1節　教育制度論の対象

(1)　制度論の対象は、制度の変化・発展過程の分析、現行制度の必然性とその移行過程分析におかれ、一口にいえば、制度形態の発展過程分析にある、といえる。

この場合、とくに、現実の制度の現状分析を、その制度が内包する「秩序化された社会的諸関係」分析にまで深め、「関係の一つの秩序から他の秩序への移行の分析」として、展開する必要がある。変化・発展するそれぞれの制度形態が内包する、「社会的諸関係の秩序」の相違と関連の把握が重要である。

(2)　教育制度論の対象を考えるとき、レーニンの「経済学の対象は、……生産における人と人との社会関係である」(「経済学的ロマン主義の特徴づけによせて」『全集』2巻191ページ)、「経済学がとりあつかうのは、けっして『生産』ではなくて、生産の面での人と人との社会関係、生産の社会的構造である」(「ロシアにおける資本主義の発展」『全集』3巻　40ページ)、「一定の経済学的カテゴリーをなしているのは、労働ではなくて、労働の社会的形態、労働の社会的組織、または別の言葉でいえば、社会的労働に参加するにあたっての人々のあいだの関係である」(「社会革命党によって復活される俗流社会主義とナロードニキ主義」『全集』6巻　266ページ)などの指摘、そして、「経済学とは、社会的生産の歴史的に発展する諸制度(уклад)についての科学である」(「ボグダーノフ『経済学小教程』の書評」『全集』4巻　41ページ)の指摘が、示唆を与えてくれる。

(3)　1および2を前提にして、教育制度論の対象を規定するならば、それは、「社会的教育における人と人との社会関係であり」、「教育の社会的構造であり」、更に、教育制度論の中核的カテゴリーをなすのは、「教育労働そのものではなく(これは、教授学、教育心理学等の対象であるといえる)、教育労働の社会的形態、教育労働の社会的組織、教育労働に参加するにあたっての人と人とのあいだの関係」である、といえる。つまり、教育制度論は、現実の教育労働がおこなわれるところのその社会的組織(学校その他の)や、教育労働の社会的形態においてとりむすばれる人々(学校の場合でいえば校長・教頭・教師・その他の職員・子ども)の関係を中核にして、その社会関係を規制するところの全社会的規模での社会関係(politisch u. juristisch な、ekonomisch な、sozial な社会関係)、社会構造を対象にする、といえる。

(4)　教育制度論の対象を以上のようにおさえるとして、ここでは、教育制度の規定をする。

教育制度とは、本質的には、「社会的な教育労働、およびそれを実現するために必要な諸条件の設定(両者をあわせて教育の社会的編成とよぶ)をめぐってとりむすばれる秩序化された社会的諸関係の体系」としておさえることとする。

この場合、「社会的諸関係」の当事者は、教育施設を構成する関連構成員(学習者を含めて)、その管理機関であるところの地方的・国家的行政機関、その他の国家機関(立法・司法機関)、および住民・

国民等々である。しかし、この場合留意しなければならないのは、これら「社会的諸関係」の当事者は、歴史的に規定され、教育の社会的編成をめぐって形成されてくる諸関係の範囲が広がれば広がるほど、多様になる、という点である（たとえば、教育施設の構成員は現在きわめて多様になってきているし、教職員組合・労働組合などがこの「諸関係」にくみこまれてきたのも最近であり、また同じ国家機関であっても、戦前日本では、立法・司法機関等は、この「諸関係」の当事者としてはきわめてその地位が否定的に位置づいていた)。

また、さきの規定中の「秩序化」の主要な要因には、憲法規範・法規範その他命令、更には、地方機関の定立する自治立法も入る。他方、企業内教育・社会教育などにみられる教育組織のように、それを規制する秩序が、sozial な規則・規範で設定される場合もある。しかし、juristisch な、「秩序化」と sozial な「秩序化」の両者は、厳密に区分されるものではなく、後者が前者により規制・侵蝕される場合もあるし、後者が積極的に前者に転化する場合もある。「社会制度」としての教育制度が、「法制度」としてのそれに転化してきた事態は、歴史的には多くみられるところである。

では、以上のように規定した「教育制度」は、第2章で検討した多様な制度概念と、どう関連するのか。

教育施設とその直接的管理機関、および両者と住民との関係などの範囲でみるとき、そこで構成される「秩序化された諸関係の体系」は、さきの учреждение として現象する、といえる。

他方、ここでの管理機関は、第2章でみた **порядка государственного устройство**“（国家機構の秩序）に包摂されており、国家機構を構成する諸機関、なかんずく国家的教育行政機関と一定の関係の中に位置づき、またこの国家的教育行政機関じたい他の政府諸機関、立法、司法機関などの国家機構の中で一定の秩序化された諸関係のもとに位置づいている。教育の社会的編成をめぐって国家機構内部で形成されるこのような諸関係も、それとして教育制度の構成部分をなすのであり、この領域での関係は **устройство**（機構）として現象化する。

また、一定の内部秩序のもとに編成される国家機構じたい、国民との関係において、一定の秩序化された諸関係のもとに包摂されているわけで（国民主権原理・君主制原理・絶対主義的原理などなど)、ここにおいても、教育の社会的編成をめぐっての国家機構と国民との「秩序化された諸関係」は、教育制度を構成するといえる（たとえば、日本国憲法26条規定は、明らかに、国民と国家機構との関係を規制する基本原理であり、それに照応する制度が予定されている)。そして、このような意味での教育制度は、さきにみた **строй** の構成部分として位置づくといえる。

以上のようにみてくると、「教育制度」は、第2章で検討した多様な制度概念の内、どれに該当するか、ということは結論できないし、また意味もないことであろう。**учреждение**, **устройство**, **строй** などは、それぞれ「制度」概念（秩序化された社会的諸関係の一定の体系、 **порядок** としての制度）を構成するところの、互いに異った対象をもつところの諸概念であることに留意するとき、この点は首肯されよう。

それ故、教育制度が、 **система образования** , Bildungs system として用いられる、ということも理解しうるところである。つまり、国家の政治・法体制 (**строй**)、国家機構(**устройство**) 国家・地方諸機関 (**учреждение**) 教育施設などの全体を貫いて、「教育の社会的編成をめぐってとり結ばれる秩序化された社会的諸関係の体系」としての「教育制度」は現象するわけで、**система образования** という概念は、以上の内容をもつものとしておさえられるといえよう。

たゞし、この場合、第2章で展開した **система** の内容分析、つまり、 **система** は、「制度」を

内包しながらも、その制度が生み出すところのさまざまの対立的諸関係・実践をも含んだ Struktur der Gesellschaft としておさえられるべきだ、という筆者の指摘とは矛盾してくる。しかし、第2章の система 概念の分析は、必ずしも全面的に検討されているわけではなく、レーニンのсистема の使用法の中には система = Struktur der Gesellschaft として用いられている場合があることに触れたにとどめているので、以上の規定上の不整合は、今後更に検討することとする。

(5)　ところで、教育制度の本質規定を(4)のようにおさえ、教育制度論の対象を(3)のようにおさえる、ということは、教育制度論が、教育制度形態の分析にのみとどまるのではなく、その形態を規定する諸契機の分析や、一つの制度形態がひきおこす社会諸関係（教育をめぐる）の新しい変化の構造の分析をも課題とするのであり、この変化がまた教育制度の形態にどのように反作用し、別の制度形態を形成するか、という発展のプロセスの分析をも、その課題とする、といえる。つまり、教育制度論は、教育制度形態の発展過程分析、移行過程分析を、教育制度を規制する諸契機との関連でおさえ、社会構造の発展過程分析の中で展開することを、自らの課題とする、といえる。

(6)　教育制度論の対象を以上のようにおさえた上で、とりあえず本章では、二つの問題についての分析視点ともいうべきものをあげておく。まず第2節では、教育制度の形成ないし規制の諸契機について、第3節では、教育制度の移行過程分析において最低必要と考える視点についてふれる。

第2節　教育制度形成の諸契機

(1)　第2章第2節の「小結」の(9)で述べたように、制度 (Einrichtung) の形成の諸契機としては、単にjuristischなもののみにとどまらず、ekonomischなもの、およびsozialなものを含めて考えるべきである。この視角は、教育制度の場合も該当する。教育制度は、明らかに法制度である。しかし、それは、法によって規定されないその他の諸契機によっても成立している。教育制度が内包するところの社会諸関係の秩序 ── 教師と子ども、教師相互間、学校内部の教職員間での管理・被管理関係、学校管理機関と学校、学校管理機関と住民・労働組合、国の教育行政機関とその他の国家諸機関・地方諸機関・教職員組合その他の全国的連合組織、などの間で形成されるところの ── の形成は、法により規制されると同時に、社会的経済体制に照応し、かつその他のsozialな諸契機によっても規制される、といえる。以下、これら諸契機と教育制度との関連について、簡単な素描を展開する。

(2)　最初に、経済的諸契機についてのべる。既述したところの、「社会制度を生産関係の組織によって説明し」（Ⅲ・a・(ロ)）とか、「制度をつくり出すものは生産諸関係である」（18ページ参照）などの指摘は、史的唯物論の基本的命題といえる。ここでは、この命題の吟味ではなく、社会の経済構造が、いかなる意味で教育制度を規制するかについて記すことにする。

(2)の1　この点については、布施鉄治の『行為と社会変革の理論』（青木書店、1972）が、基本的視点を与えているように思う。氏は、社会の経済構造と教育制度との関連を、大きく二つの視点でとらえている。一つは、生産力との関連で、もう一つは、生産関係なかんずく「分配」との関連においてである。

(2)の2　まず、生産力との関連でみることにする。一定の生産力水準を前提とする現実の社会は、「人類の労働の諸結果が、史的に累重したところの力（蓄積された生産力）」（34ページ）を前提とし、この可能性としての生産力を現実性に転化するために必要な労働力の形成を不可欠とする。生産力は、生産過程における労働力要因と生産手段との相互作用の実現のなかではじめて「現実的な力（生きた生産力）」（34ページ）となる。それ故、一定の生産力を前提とし、それを組織し、発展させるためには、このような生産過程のなかで「生きた生産力」に転化されうる労働力の形成は不可欠の課題となる。布施の「すなわち、労働手段の発展に結実した諸力を諸力として発現させるためには、人

類は、物質文化として累重せしめた諸生活手段の発展に対応する精神文化を、同時に社会そのもののなかに累重、発展せしめなければならない。それゆえ、言葉の正しい意味においての教育機能は、人類社会の発展にとって、必須不可欠の役割を果たすといわなければならない」(37ページ)の指摘は、以上の点とかかわる。氏のいう、「精神文化を同時に社会そのもののなかに、累重・発展せしめなければならない」ことが、とりもなおさず、教育制度形成の重要な契機といえる。

ところで、生産力は、単に対自然との関係でのみ存在するわけではなく、同時に、対人間・対社会との関係で存在する。マルクスの「ところで生活の生産は……そのまゝすぐに二重の関係として……一方では自然的な、他方では社会的な関係として── あらわれる、ここに社会的というのは、どんな条件のもとにしても、どんな様式によるにしても、またどんな目的のためにしても、いくたりかの個人の協働という意味である」(『ドイツ・イデオロギー』岩波文庫、36ページ)という指摘、および「一定の生産様式あるいは産業段階は、いつも一定の協働様式とむすびついており、この協働様式が、それ自身一つの『生産力』であるということ」(同前、37ページ)などの指摘は、生産力が、単に、対自然的に把握されるのではなく、対社会的・対人間的にも把握される必要のあることを指摘している。

そして、このような二重の意味での生産力は、そのまゝ、二重の意味での労働力の形成を不可欠とする。つまり、自然の変革という側面での労働力(労働能力)の形成と、対社会的に自らの労働力を発現せしめ、協働労働を実現するに足る労働能力の形成という意味においてである。

しかし、資本主義社会においては、このような労働力の形成に当って、資本主義的生産関係が必然ならしむるところの要求と労働者の要求は鋭く対立する。労働者階級が、即自的階級から対自的階級へ発展すればするほど、この矛盾、対立は大きくなり、それだけに、教育制度形成へのプロセスは複雑となる(この対立は、教育法の制定・解釈・適用をめぐり鋭くあらわれてくることはいうまでもない)。

とはいえ、社会の経済構造が必要とする労働力の二重の意味での形成の要求は、教育制度なかんずく教育内容の形成およびその形成のプロセスに巨大なる影響を与えずにはおかない点は、確認すべきことと考える(マルクスの全面発達の理論も、生産過程の技術的・社会的支配能力を、労働者が集団として自らの内に形成することを、その基本的基底においている点に注目したい)。

(2)の3　布施の視点の第2は、「分配」の問題と関連してのそれである。

氏は、「分配は、生産物の分配である前に、それは、㈠生産用具の分配であり、㈡同じ関係のよりすすんだ規定なのだが、種々の種類の生産への社会成員の分配(一定の生産諸関係のもとへの諸個人の包摂)である」とする(布施、前掲書　81ページ)

更に、氏は、「分配」を別の視点からもとらえる。「物質的生産過程における『分配関係』は、その分配関係を掌握する支配階級によって、つねに精神的生産過程および精神的生産物の分配過程を掌握することをとおして維持せられる」(82ページ)とのべる。

布施の以上の「分配」を把握する場合の二つの視点──「社会成員の分配」と「精神的生産過程および精神的生産物の分配」── は、そのまま、教育制度の形成を規制するところの契機として位置づく。両者はともに、教育内容の基本構造(教科構造)、さまざまの種類・階梯の教育施設の全体的編成、後期中等教育・高等教育機関の内部編成、それらにみあった教員組織の編成、さまざまな教育施設への子どもの配置などに、多様なインパクトを与える。

かかるインパクトは、社会的生産の集中・集積がすすめばすすむほど、必然的である。また、生産の社会化の全国的規模での進行は、労働者階級にとっても、生産の集積・集中がもたらすかかるイ

ンパクトを単に否定しきるだけではすまない事態をひきおこす。ここにおいてもやはり、教育制度の形成をめぐっての両者の対立は明確となり、この対立は国家的・地方的教育行政組織、更には国家機構のあり様の変化（そこでとり結ばれるさまざまの社会的諸関係の秩序の変化）をも惹起する。

以上の、布施の指摘する「分配」を媒介としての、社会の経済構造と教育制度の関連（その教育制度の形態の規定性）の領域での分析は、教育制度論の重要な対象を形成する。

(2)の4　社会の経済構造の教育制度に対する規定の諸契機について、布施の視角は、以上の大きくいって二点に要約されよう。筆者としては、更にもう一点付加する必要があると考えている。

それは、教育制度形態の中核をなすところの教育労働の「組織形態」と、社会的経済構造との関連についてである。教育労働の組織形態を規定する契機として、法があることは否定できない。同時に、法だけが、その組織形態を規定するわけではない。そこには、独自の組織論（教育労働の組織を規制する観念形態）が存在していることは、諸事実が示すところである。

他方、社会的生産の組織を規定するところの組織論は、その社会の「支配的組織論」としての有効性を有している（田口のいう「イデオロギー権力」も、この点にかかわっている、といえる。『政治の科学』31ページ）。そして、この企業レベルで形成されてくる「組織論」は、ある程度の「一般性」をもって、教育労働の「組織論」への規定性を、イデオロギーレベルで有している。じっさい、学校管理論を、企業経営論のアナロジーで構成したり（この考え方は、古くから「営造物法制」論として、教育行政論のなかには存在してきた）、学校管理機関と教師の職務関係を労働契約関係として把握したり、最近では、学校の内部組織編成を「能力主義管理」論で規制せんとしたりするところの傾向は、イデオロギーレベルでの両者の「組織論」の規制・被規制関係を有していることの証左でもある。

このような関連は、企業における労務管理の一形態である採用管理が、教育機関に浸透すればするほど明確になってきている。また、教育労働者を中心とした、教育労働の「組織論」の形成と実践が、後退すればするほど、以上みてきた両者の相互関連は強化される。

「組織論」という、イデオロギーレベルでの媒介をとおしての、社会の経済構造の教育制度形成への契機は、無視しえない、と筆者は考える。

(2)の5　以上の要約は省くが、教育制度の制度形態を規定するところの、経済的契機についての考察をしてきた。ここにあげてきた、三つの契機との関連で、教育制度の形態分析を試みることが、教育制度論にとって重要な対象となると考える。もちろん、以上三つの契機に経済的契機がしぼられるわけではない。筆者が、現在、重要であると考えている点にしぼって記述したことを付記する（ここには記さなかったが、レーニンが、資本主義の「進歩的な歴史的な役割」としてあげる「社会的労働の生産力の向上とこの労働の社会化」（『全集』3巻631ページ）のうち、特に「労働の社会化」が教育制度に及ぼす影響についての分析は、教育制度論の中核の一つに位置づくと考えている。（なお、道又健次郎「企業内教育分析序説」、『北大教育学部産研紀要No.11』参照）

(3)　つぎに、教育制度形成の契機としての政治的・法律的側面（なかんずく後者）についてふれる。

(3)－1　制度の本質規定を、「秩序化された社会的諸関係の一定の体系」としておさえる筆者の視点からして、この法的規定性はもっとも重要な契機である。この領域では、「社会関係の秩序」は「法秩序」として形成され、またその「秩序」の対象化された「社会関係」は「法関係」として実現され、この「法関係の一定の体系」として「法制度」は形成される。

更に、教育制度の形成をめぐっての階級対立の「政治的総括」（藤田勇「法と経済の一般理論」、

岩波『現代法　7』所収、12ページ）としての憲法典は、その社会における基本的秩序としての「憲法秩序」を内包する。

憲法26条の「国民の教育を受ける権利」の承認は、教育をめぐる階級対立の現時点における「政治的総括」であり、その国民の教育権規定は、教育をめぐっての国家と国民の関係における基本的秩序（教育権の基本権性の確認）である、といえる。

また、教育をめぐっての Grundgesetz としての教育基本法が内包するところの、教育行政における地方自治の原理、教育および教育行政の直接責任の原則、教育の自主性原則、政治的中立の原則、学問の自由の保障、その他なども、同じく教育制度の基本秩序を構成する。

(3)－2　ところで、現実の教育法は、このような憲法・教基法「秩序」に規定されると同時に、さきにみてきた現実の社会の経済構造による制度への二重の規定性（階級対立を反映した）は、社会的政治的諸組織、機構を媒介として、ここでは法秩序の形成をめぐっての対立関係としてあらわれ、一定の法秩序に結実される。この法秩序は、憲法、教基法の想定する grundliche Rechtsverhältnisse（基本的法関係）と対立・矛盾関係にある場合もある。特に国家独占資本主義の段階では、階級対立が一層明確となり、それだけ国民の基本権は憲法規範に規定されざるを得なくなるが、それらの諸規定は国家の行政機関・司法機関を拘束するに足るだけの具体的権利性に乏しいものとして規定されるが故に、教育法の領域でも、立法・教基法秩序と下位法の内包する秩序との間の不整合は、現われざるをえない（藤田前掲「法と経済の一般理論」20ページ参照）。

(3)－3　このように、法秩序レベルにおいても一定の矛盾を内包するところの法秩序は、現実の法関係として転化する。この転化は、教育行政機関の組織化・その作用を拘束するものとして転化されると同時に、法の適用機関としての性格をもつ教育行政機関の行為を媒介として現実の法関係に転化される。この後者の意味において、教育行政機関も教育制度を形成する諸契機の重要な一要素となる。

また、争いのある特定の法関係について、一定の判断を下し、一定の法秩序を承認・形成するところの司法機関も、教育制度を規制する重要な実体的契機をなす。

以上の、諸契機は、教育制度の形成・規制の政治的・法的諸契機といえる。「政治的」というのは、ここでは説明を省いたが、法的規定性の実体的機関としての立法機関・行政機関・司法機関がそれぞれ、その時期の社会の政治的諸関係を前提として、それに規制され存在しているからにはかならないし、法秩序自体その社会の政治的諸関係の反映でもあるからである。

(3)－4　教育制度形成の政治的・法的諸契機をみていくばあい、重要な視点についてさいごにふれる。

影山は、『現代憲法学の理論』の中で、「基本権部分についても、憲法制度が認識されるとすれば、それは対象の側から規定されなければならない。換言すれば、一定の基本権規範のグループが、一定の典型的な社会関係を対象とするかどうかである」とのべている（136ページ）。

この指摘から、筆者なりにおさえられる点は、「基本権部分」（教育権もこれに入る）が、一定の制度を必要とし、しかもそれが憲法制度として位置づく場合、この制度が内包する「秩序化された社会的諸関係の一定の体系」は、その制度が対象としている「対象の側から規定されなければならない」、ということである。つまり、このような制度は、一定の法を前提として形成されるわけであるが、その法の内包する秩序は、a priori に形成されのではなく、基本権保障を前提としてその対象がいかなる社会関係を形成していくか、に規制される、ということである。それ故、教育制度の具体的形

成は、国民・教師・教育行政機関を含めた多様な社会的実践を保障し、前提として可能になる、といいうる。

パシュカーニスの、「法は一つの局面においては外的権威による規制の形態であるが、同時に他の局面では、主観的な私的自治の形態である」、「あるばあいには、法の基本的・本質的メルクマールとなっているのは、無条件の義務と外的な強制である。また、あるばあいにこのようなメルクマールになっているのは、ある限度内で保障され認められた自由である」の指摘も、以上の影山の指摘および筆者の見解と関連しておさえる必要がある（パシュカーニス『法の一般理論とマルクス主義』日本評論社、99ページ）。

いいかえれば、教育権のように、基本権部分が一定の制度を必要とする場合は、そこにおける法的規定性は、一定の限界をもつのであり、この制度がいかなる「秩序化された社会的諸関係」を形成するかは、一定の自治を前提とし、その上で形成される「社会的諸関係の秩序」が意味をもっているということである。

(4)　以上、(2)および(3)では、教育制度を形成し、規制するところの経済的契機、政治的、法律的契機についてふれてきた。

ここでは、社会的（sozial な）契機についてふれる。

(4)－1　さいしょに、前述したところの、レーニンの農奴法と農奴制度の両者の関連と区別についての叙述が参考となるので、関連部分をここに引用する。

「見うけるところ、草案は『農奴制』（《крепостничество》, Leibeigenschaft）という表現は、法制度（правовому строю, Rechtsordnung）にだけ適用できるものであると考えて、旧来の農奴制的社会制度（крепостной общественый порядок, die alte, auf Leibeigenschaft beruhende Gesellschaftsordnung）という表現をしりぞけているようである。私は、この区別立てには根拠がないとおもう。『農奴制度』（《крепостное право》農奴法）は、もちろん法制度（учреждением юридическим, eine juristische Einrichtung）であった。しかし、それはまた、地主（および農民の）経済の特別の制度（системе, System）に照応していたのであって、『法』によって固定されていない幾多の生活関係（nicht „rechtlich" festgelegter Ledensverhältnisse）のうちにも現われていたのである。だから、『前資本主義的、農奴制的社会制度（общественный порядок, Gesellschaftsordnung）という表現を避けるにはおよばないとおもう。」（『全集』6巻　42ページ）

ここで、レーニンは、プレハーノフが「農奴制度」を「法制度」としてのみとらえる点を批判し「農奴制度」をまず「社会制度」（Gesellschaftsordnung）としてとらえるべきことを強調する。そして、このGesellschaftsordnungは、単に法に規定されるところの「法制度」（juristische Einrichtung）としてのみ存在するのではなく、社会の経済構造（System）に規定され、かつ「法によって固定されていない幾多の生活関係」によっても構成されているところの「社会制度」である、ことが指摘される。筆者としては、この「法によって規定されていない幾多の生活関係」は、経済的関係を含むとともに、レーニンが一貫して指摘するところの家父長制的・人格的隷属関係のように、ekonomisch でもなく、 juristisch でもないところの sozial な社会関係を含んだものとして把握すべきと考える。そして、このような三つの社会関係が内包する秩序の複雑な統合体として、まさに農奴制的社会制度（Gesellschaftsordnung）が存在しているとみる。

これも、前述したので簡単にふれるにとどめたいが、「どういう遺産をわれわれは拒否するか」の

中で、レーニンは、ロシアの啓蒙主義者スカールジンは「農奴制度（農奴法）と、経済的・社会的・法律的分野におけるこの制度の所産のすべての反対者である」（『全集』2巻　502ページ）ことを指摘している。ここでも、「農奴制度」が「経済的・社会的（социальной, sozialen）・法律的」側面から把握されている。

なお、ここで「社会的」という用語が、ロシア語では общественный と　социальный とが、ドイツ語では、gesellschaftlich と sozial とが区分されて使用されているし、筆者もこの点に注目し、Gesellschaftsordnung が政治的・法律的「秩序」、経済的「秩序」、社会的（sozial）「秩序」により構成されている点にふれてきた。両者の区分は、ラテン語系言語、および日本語においては、区分されることなく使用されるといわれるが、ドイツ語・ロシア語では区分され、общественный が「全体社会」に関係し、социальный が「部分社会」ないし「部分的社会関係」に関連しておさえられるという（富沢賢治『唯物史観と労働運動』ミネルヴア書房　44－46ページ参照）。

また、以上の問題について特に注目している田中清助は、社会構造をとらえる場合、gesellschaftlich なものと、sozial なものとの区分と相互関係に注目し、「相対的に sozial なものが存在するとしても、それは gesellschaftlich なものと不可分で、私としては両者の相互作用するところに、組織論あるいは管理労働論を組み立てていこうと考えている」（『現代と思想』第14号、青木書店、97ページ）とのべている。この指摘は教育制度論にとってもきわめて示唆に富むものといえる。

(4)－2　(4)－1では、レーニンが Gesellschaftsordnung をみる場合、それは単に、法や経済に規定されたものとしてのみではなく、社会的（sozial）にも規定され、また sozial な社会関係の内にも現われる点にふれた。そして筆者は、これを、制度を規定する sozial な契機としておさえることが可能であるとした。

レーニンが、政治的自由を問題とするとき、それを単に「政治体制」の民主化をのみ意味するのではなく、「社会体制」の民主化をも意味して使用していること（『全集』2巻　323・327　ページ）、「労働者は、自分たちの利害が、こんにちの政治的・社会的体制と和解しえないように対立している…」（『全集』⑤　395ページ）、「社会民主主義者の理論的活動が、それぞれの階級の社会的・政治的地位のいつさいの特殊性を研究すること」（『全集』⑤、454ページ）、「ロシアの現在の社会・政治制度（порядка）に反対するいつさいの反政治的および革命的運動を……」（『全集』⑦　245　ページ）などの諸叙述にみられる「社会的」という用語が、ドイツ語版で sozial に訳出されていること、などに注目するとき、社会制度の有する法的・経済的・社会的諸関係およびその秩序に、レーニンが注目していることがわかる。そして、このことは、人間が社会においてとりむすぶところの sozial な関係が、「秩序化された社会的諸関係」としての制度（この中心が、国家により「秩序化された社会的諸関係」であることはいうまでもない）と、どのような関係にたつか、更には、制度に対してどのような作用を及ぼすか、という視点を制度論に投げかけているとみてよい。

(4)－3　それでは、教育制度を形成し、規制する sozial な契機を、どのように把握すべきか。

(3)でのべたように、「基本権部門」で制度が成立する場合、更には、現行日本の憲法・教基法秩序のもとでは、学校教育およびその他の教育組織をめぐり形成される「社会的諸関係の秩序」が自治に委ねられている側面があることは、認められる。兼子仁が、旧来かかる領域にみられた特別権力関係（これも一種の「秩序化された社会的諸関係」としてみることができる）に対置して、「自治的法律関係」ないし「教育自治関係」論を展開しているのも、これと関連しておさえられる（兼子『教育法学と教育裁判』　勁草書房、75ページ）。

このように、憲法・教基法秩序が、教育をめぐってとり結ばれる「社会的諸関係の秩序」の形成を、一定の範囲で承認していることは、教育制度を形成し、規制する契機としてsozialな側面を承認しているからにほかならない。

戦後教育改革で、一応是認されたところの「教育の自律性」、更には、教師の政治的自由の承認も、教育制度形成のsozialな契機の中に、教師を含めていたことの証左である。教育制度を形成していく場合の中核的機関として位置づけられた教育委員会を、どう組織し、その権限行使の内容をどう規制するか、という場合、住民・教師（それらが形成する組織）の行政参加・行政規制を法認したことは、教育制度の形成・規制の契機としてのsozialな側面をみとめたからである、といえる。

レーニンは、政治的自由を規定して、「政治的自由というのは、人民が、自分たちの全国民的問題、国家的問題を処理する（seine Angelegenheiten zu regeln自由のことである」としたが、この場合、Angelegenheitenは、「事務・業務」などの意味を含むが故に、「政治的自由」は、国民的・国家的「事務」を「処理する」（ないし「規制する」）自由を意味する。

これを、教育制度の場合でいえば、戦後改革により、「教育事務」が、ほとんど地方事務として位置づけられ、かつ、住民・教師の政治的自由が認められたのであり（もっとも教師の政治的自由の法認はきわめて短期間）、そのことの意味するところは、教育制度を形成し、規制する契機として、法的諸契機以外の社会的契機を認めたことを意味するのであり、旧来の法的（というより〝勅令〟的）、行政命令的契機によってのみ規制された教育制度形態とは、大きな差異を示している。

(4)－4　では、このような教育制度の制度形態を規定するsozialな契機の実体をどのように把握すべきか。

結論的にいえば、教育制度の内包する「社会諸関係に作用を及ぼすところの社会的諸組織（地域における住民組織、労働組合組織とその地域的連合組織、文化的諸組織、教職員団体、教職員組合、企業家の連合組織、更には、これらの全国的連合組織などなど）が、sozialな契機の実体をなすといえる。そして、これらの諸組織の内部に形成されるところの、教育をめぐる社会諸関係をどう形成するか、という諸意識形態、組織形態、実践形態の分析を、教育制度形態の分析と結合することが重要となる。つまり、教育制度のあり様に規制を及ぼさんとする社会的諸組織の、意識的（思想的）、実践的、組織的形態分析の必要性である。

(4)－5　以上の問題を考察する際に、布施鉄治の次の叙述が参考となる。

> 「特定の経済法則に支えられる生産機構の発展は、その経済法則にみあうものとしての、社会的・政治的機構、制度の発展・整備を、国家の重要なる機能の一つとして、不可欠に同伴する。同時に、そのなかにみずからがよって立つ基盤としての社会構造の変化・発展を、内在的運動法則として内包せざるをえない。そして、この運動法則は、当然に、被支配者階級の反体制的な、みずからの生の運動の発露を、社会的な機構・制度として社会そのもののなかに、社会構造として内在化させ、定着せざるをえないものとして発展する。」（布施　前掲書39ページ）

この引用文の、特に後半部分の「被支配者階級の反体制的なみずからの生の運動の発露」を「内在化させ、定着」させたところの「社会的な機構」がもつところの、教育制度意識・実践などの分析が必要である。この著者の、ここにいう「社会機構」が何をさすかは、更に検討を要するところであるが、筆者の関心からすれば、労働組合の全国的集中組織や教職員組合の全国組織のもつ教育制度意識（教育法意識も含めて）や、その実践、組織形態など、及びそれらの組織と国家諸機関との相互関

係の分析が重要となるし、この相互関係を媒介する「政党」組織の分析も重要な課題となる（もっともこの「政党」組織の分析になると教育制度を規制する政治的諸契機に入るが)。なお、労働組合の全国的集中組織の中に最近形成されてきているところの「教育権」意識については、道又健二郎の前掲「企業内教育研究序説」が、示唆を与えている点を付記しておく。

(5) いじょう、教育制度を形成し、規制する諸契機について、筆者が当面必要と考えている視点について記してきた。そしてこのような諸契機を、教育制度の形態転化の分析と結合することが、教育制度論には要求されている。筆者としては、当面日本の戦後教育改革、および、1950年代の前半に対象を限定し、一定の実証分析を試みたいと考えている。

なお、以上の三つの諸契機が、画然と分離されて把握されるわけではない。経済的諸契機が法を媒介として教育制度を規定する場合もあるし、社会的諸組織、機構（二大階級の）を媒介として規定する場合も考えられる。また、主要には社会の経済構造に規定されて形成されるところの社会的諸組織・機構が、直接教育制度に作用するのではなく法や国家の行政機関・司法機関を媒介として教育制度に作用する場合もある。これら三者の相互関係については、実証分析においてはじめて明らかにされうるところである。

第3節　教育制度の移行過程分析の基本視点

(1) 教育制度論にとり、重要な課題が、その制度形態の移行過程分析にあることはふれた。ここでは内容と性格を異にする制度形態の移行を分析する場合の、いくつかの視点を記す。

(2) 移行過程分析は、制度の内包する社会関係の変化・発展過程に注目する必要がある。この際レーニンの次の指摘が重要である。

「社会関係の是正や変更は、もちろん可能である。しかし、それは、是正さるべき、または変更さるべきこれらの社会関係の各構成員自身に立脚する場合にのみ可能である。」（『全集』① 396ページ)。

「社会主義的インテリゲンチィアは、幻想と絶縁して、ロシアの望ましい発展のうちにではなく、現実の発展のうちに、また可能な社会諸関係のうちにではなく、現実の社会諸関係のうちに、その支柱をもとめるようになるときに、はじめて実り多い活動を期待することができる」（『全集』 ①314ページ)。

この叙述は、制度の移行ないし変更の契機を、主観的・観念的な「望ましい発展」だとか、「可能な社会経済関係」だとかに求めるのではなく、現実に形成されてきている「新しい社会関係」（『全集』③ 236ページ）の内に、しかもその制度に包摂され、規制されている「各構成員自身」の生み出す「新しい社会関係」の内に求める、という基本的視点が、制度形態の移行過程分析にとって、その前提となる、ことをのべている。ここでは、マルクスのいう「現実的方法」（大月『資本論』① 22ページ)、レーニンのいう「『現存するもの』および、それの必然的発展の『肯定的理解』」（『全集』① 146ページ）の方法論というべきものが、参照さるべきであると考える。

(3) このような前提にたつとき、制度の移行過程分析にとり重要となるのは、制度が生み出すところの「敵対形態」の分析である。レーニンは、(2)の引用文のあとで、「この場合、彼らの理論的活動は、ロシアにおける経済的敵対のあらゆる形態の具体的研究、それらの形態の関連と継起的発展の研究を目標にしなければならない」（『全集』① 314ページ）とのべている。

ここには、制度形態の移行分析と、「敵対形態」の移行分析とを、結合する視角がみられる。制度が内包する「秩序化された社会諸関係」が、それに対立し、抗争するどのような社会関係を形成し、

両者がどのような「敵対形態」として現実的に現われるか、の分析であるといえる。

(4)　(3)でのべた「敵対形態」の分析は、同時に、その「敵対関係」の中で形成されてくる「闘争」の「闘争形態」の分析と結合しなければならない。

「したがって、マルクスによれば、科学の直接の任務は、真の闘争の合言葉を与えることである。すなわち、この闘争を生産関係の一定の制度の産物として、客観的に表示する能力をもつこと、この闘争の必然性、その内容、発展行程と発展の条件を理解する能力をもつことである。この闘争の各個の形態を、きわめて詳細に研究し、この闘争が一つの形態から、他の形態へと移行していく一歩一歩をあとづけることなしには不可能である。」(『全集』①　344ページ)

この叙述は、しばしば引用してきた、カウフマンの文章の一節である。ここには、闘争を「生産関係の一定の制度の産物」として表示することの重要性とともに、その「闘争形態」の発展過程分析が「科学の直接の任務」であることが指摘されている。つまり、ある「制度形態」が、一定の「闘争形態」を規定し、同時に逆に「闘争形態」が「制度形態」に反作用を及ぼす、という両者の必然的関連の中で、制度形態の移行過程分析がおさえられている、といえる。なお、この点に関しては、レーニン『なにをなすべきか』の中の、運動の「手工業性」「細分性」「狭隘な実践主義」批判の視点が、また、グラムシの「新君主論」にみられる「政治的力関係」の段階区分規定が、さらに田口富久治の「政治情勢」分析の方法(『マルクス主義政治理論の基本問題』31ページ)などが参考となる。

(5)　制度形態の移行過程分析は、更に、その制度が特定の労働の組織を規制する場合(経済制度が、生産過程における労働形態を規制するように)、「労働形態」の変化・発展過程分析と結合する必要がある。

「どのような『労働形態』であれ、それは他のなんらかの形態にとってかわられる結果として、はじめてぐらつかせられるのではないか。ところが、わが著者にあっては、そういう新しい形態を分析し、説明する試みすらみい出されないし、またこれらの新しい形態が古い形態を駆逐する原因をあきらかにしようとする試みもみい出されない。」(『全集』①　187ページ)

一定の労働形態を規制する制度の形態は、それぞれ照応しあうものとしておさえられるが、同時に、その労働形態の中で形成されてくる「新しい形態」の分析、「古い形態を駆逐する原因」の分析、等は、制度形態の移行過程分析にとり、重要な課題・対象をなすといえる。

教育制度のばあいでいえば、教育労働の「労働形態」「組織形態」の変化・発展過程分析、なかんずく「新しい」教育労働の労働形態・組織形態分析を、教育制度形態分析の対象に位置づけなければならない、といえる。

以上の叙述と関連するが、レーニンが、シスモンディーを批判し、彼を「反動家」とみとめたのは、「彼が実践上の願望において、『現在を過去と比較し』、将来とは比較しなかったということ、まさに彼が『社会の永遠に必要とするものを』最新の発展の傾向によってではなく、『虚偽』によって『証明した』ということのためである」(『全集』2巻　238ページ)とするレーニンの視点、なかんずく「現在」をそれが内包する「最新の発展の傾向」によってみる、という視点が制度形態の移行過程分析においても、みとめられてよい。

(6)　以上の視点を、教育制度形態の移行過程分析と関連させて整理しておく。

教育制度の移行過程分析においても、矢張り、現実に形成されてきている教育をめぐっての「新しい社会関係」に注目しなければならない。しかも、この「新しい社会関係」を、全社会的規模で追求さるべきと考える。そして、この「新しい社会関係」が、従来の教育制度の有する「秩序」とどう

対立するのかの分析（「敵対形態」の分析）、また、この「新しい社会関係」の形成のにない手が、自らをどう組織し、どのような「闘争形態」を形成しているか、の分析、更には、この「新しい社会関係」が、いかなる教育労働の「労働形態」を形成しつつあるか、また形成せんとするか、の分析等々が重要になるといえる。

第4節　小結とむすび

いじよう、教育制度論の構成にあたり、必要と考える最少限の視点を記してきた。この章の最初にものべたように、これらの考察は極く限られたものであり、叙述の途中でも、残されている課題等にもふれてきた。なかんずく、教育制度の移行過程分析にとり不可欠と考える「労働の社会化」の問題、教育制度のRegierungsformに関連するところの、官僚的集権制・地方自治・民主主義的集中制の問題等については、本章で果たせなかった。

なお、小論の筆者なりの位置づけは、現実の教育制度の実証分析を試みる際の作業メモといったものであり、そのために必要な限りでの「制度」概念の検討をしてきた。ここで問題としてきたテーマについては、なお今後の実証分析の中で、より深めていきたいと考えている。